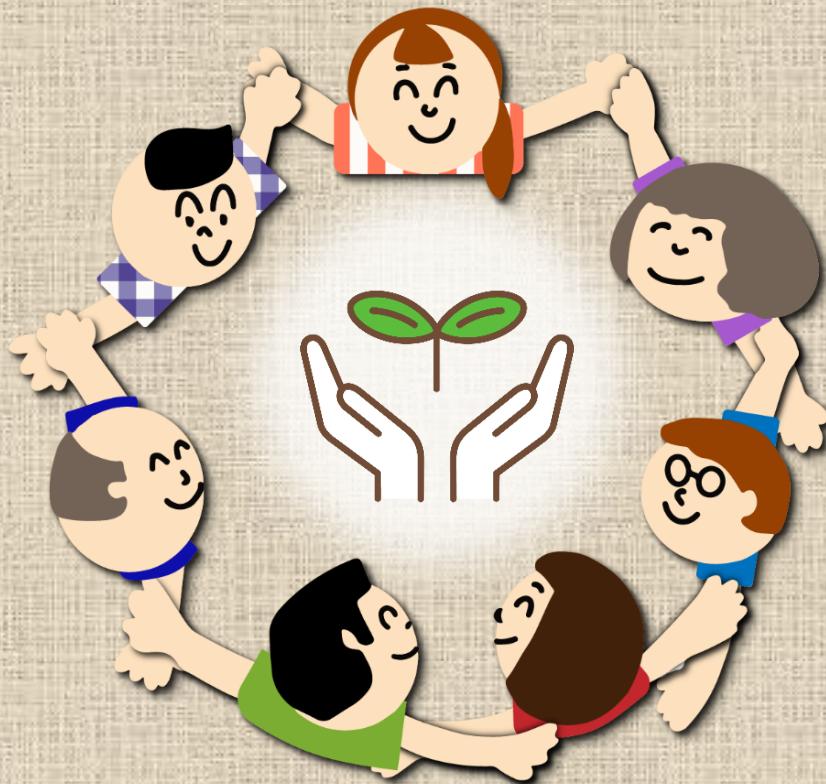


北中城村

障がい者総合計画☆2024



令和7年3月

北中城村

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の関係・期間	2
3 計画の策定体制	2
4 計画策定のポイント	3
第2章 本村の障がい者(児)の状況	7
1 人口構成	7
2 身体障がい者	8
3 知的障がい者	14
4 精神障がい者	17
5 障害支援区分の認定者数の推移	20
6 アンケート調査	21
第3章 計画の基本的な方針	39
1 計画の基本理念	39
2 基本目標	40
3 本計画の施策の体系	41
第4章 施策の展開	43
【基本目標1 生活基盤の充実】	43
施策分野1:情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	43
施策分野2:自立した生活の支援・意思決定支援の充実	44
施策分野3:保健・医療の充実	48
【基本目標2 「学ぶ」「働く」「楽しむ」環境の充実】	50
施策分野4:教育・育成の充実	50
施策分野5:就労支援の強化、経済的な自立への支援	52
施策分野6:各種活動の推進	54
【基本目標3 互いに尊重し、安全で安心な村づくりの推進】	55
施策分野7:差別の解消及び権利擁護の推進、虐待防止	55
施策分野8:安全で安心な生活環境の整備	58
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	61
1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要	61
2 目標値の設定	67
3 障害福祉サービス	76
4 障害児通所給付費等	83
5 地域生活支援事業	87

第6章 計画の推進に向けて	95
1 計画の推進体制について	95
2 計画の進行管理.....	96
資料 編.....	97

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

国において、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成19年以降から、「障害者基本法」の改正(平成23年8月施行)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立(一部を除き平成25年4月施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行)、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月施行)、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年6月施行)、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)など、法制度が整備されるなど、障がい者施策の充実が図られています。

また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4年5月施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)など、さらなる法制度等の整備が進んでいます。

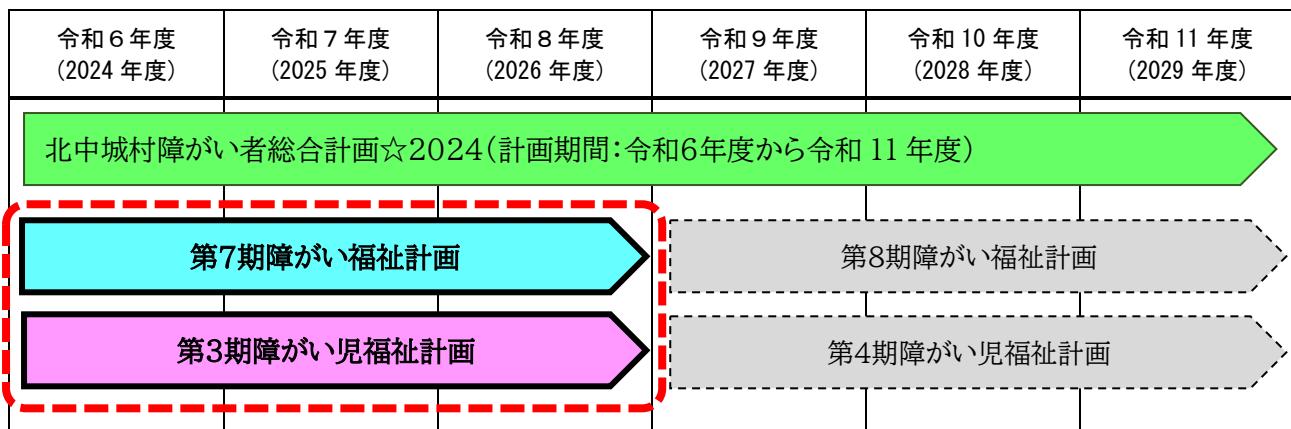
令和5年3月には、今後の障がい者施策の充実化の方向性として、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることを基本理念とする「第5次障害者基本計画」が策定され、令和5年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が行われ、障がいのある方等に対する虐待の防止や障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通の推進等の新たな方向性が示されています。

このような中、障がい者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の3つの計画が令和5年度で計画期間満了を迎えることから、国の法制度などの動向や、本村におけるこれまでの障害者(児)施策の進捗状況や支援ニーズを等を踏まえ、障がい者(児)の施策の取組みのさらなる充実化を図るため、本計画を策定するものです。

2 計画の関係・期間

北中城村では、「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を合わせて一体的に策定し、障がい福祉施策を実施しています。

うち、村の全体的な障がい福祉施策に関する基本的な方針については、6年を1期とする「北中城村障がい者総合計画☆2024」で定め、その内容に基づき、障がい福祉サービス・地域生活支援事業等のサービスの確保等に関する障がい者(児)福祉計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画の期間と定め、今回見直しを行っています。



なお、本計画は、本村における最上位計画である「北中城村第四次総合計画」との整合性を図り、本村で策定している第五次北中城村地域福祉計画や第二期子ども・子育て支援事業計画、その他関連計画等との整合を図りながら策定しています。

3 計画の策定体制

(1) 地域自立支援協議会等の意見聴取

当事者・家族団体、保健・福祉関係者等の参画による「北中城村地域自立支援協議会」に対し、計画素案に対する意見の聴取を行いました。

4 計画策定のポイント

障害者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を一体的に策定する「北中城村障がい者総合計画☆2024」は、先ず、国の障害者基本計画及びその動向などのポイントを以下のとおり整理し、国の施策へ対応した計画の策定を目指します。

(1) 第5次障害者基本計画(国)の概要

1) 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2) 計画期間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

3) 計画の各論の主な内容(11の分野)

【①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止】

<社会のあらゆる場面における障害者差別の解消>

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

【②安全・安心な生活環境の整備】

<移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進>

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

【③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

<障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進>

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

【④防災、防犯等の推進】

<災害発生時における障害特性に配慮した支援>

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

【⑤行政等における配慮の充実】

<司法手続や選挙における合理的配慮の提供等>

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

【⑥保健・医療の推進】

<精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消>

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

【⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進】

<意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実>

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

【⑧教育の振興】

<インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備>

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

【⑨雇用・就業、経済的自立の支援】

<総合的な就労支援>

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

【⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興】

＜障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備＞

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

【⑪国際社会での協力・連携の推進】

＜文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進＞

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

(2)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正概要

【基本指針の主な見直し事項】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他:地方分権提案に対する対応

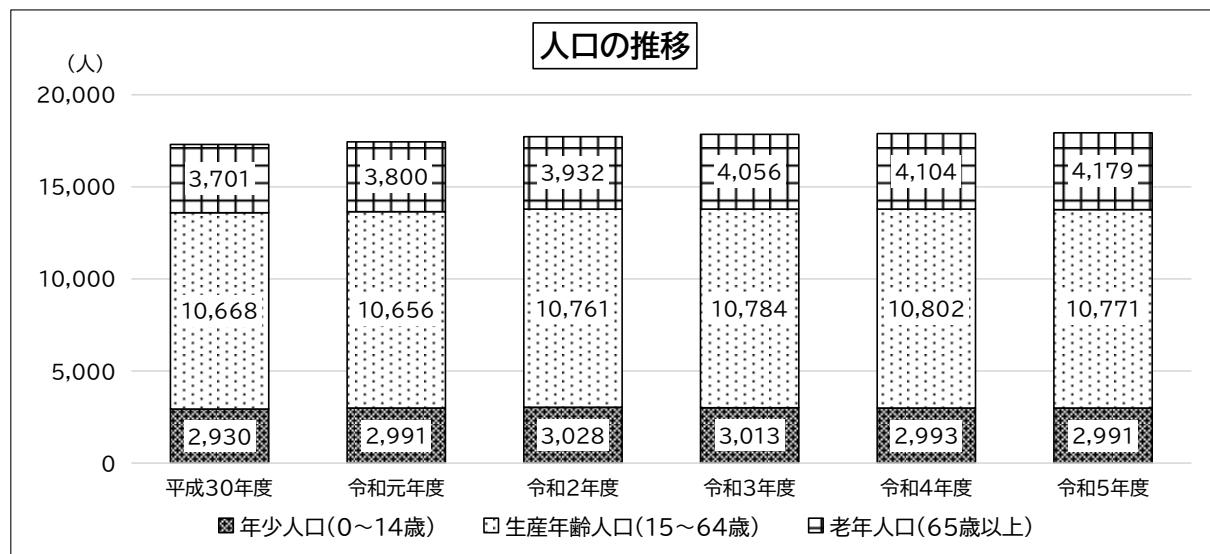
- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第2章 本村の障がい者(児)の状況

1 人口構成

本村の人口は、本村の総人口は、平成30年度の17,299人から、令和5年度まで一貫した増加傾向で推移しています。

年齢別にみると、「年少人口」は、令和3年度以降微減、「生産年齢人口」は、微増で推移しており、「老人人口」は、平成30年度の3,701人から令和5年度の4,179人と増加傾向にあり、北中城においては、高齢化が顕著にみられます。



人口の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年少人口(0~14歳)	2,930	2,991	3,028	3,013	2,993	2,991
生産年齢人口(15~64歳)	10,668	10,656	10,761	10,784	10,802	10,771
老人人口(65歳以上)	3,701	3,800	3,932	4,056	4,104	4,179
総人口	17,299	17,447	17,721	17,853	17,899	17,941

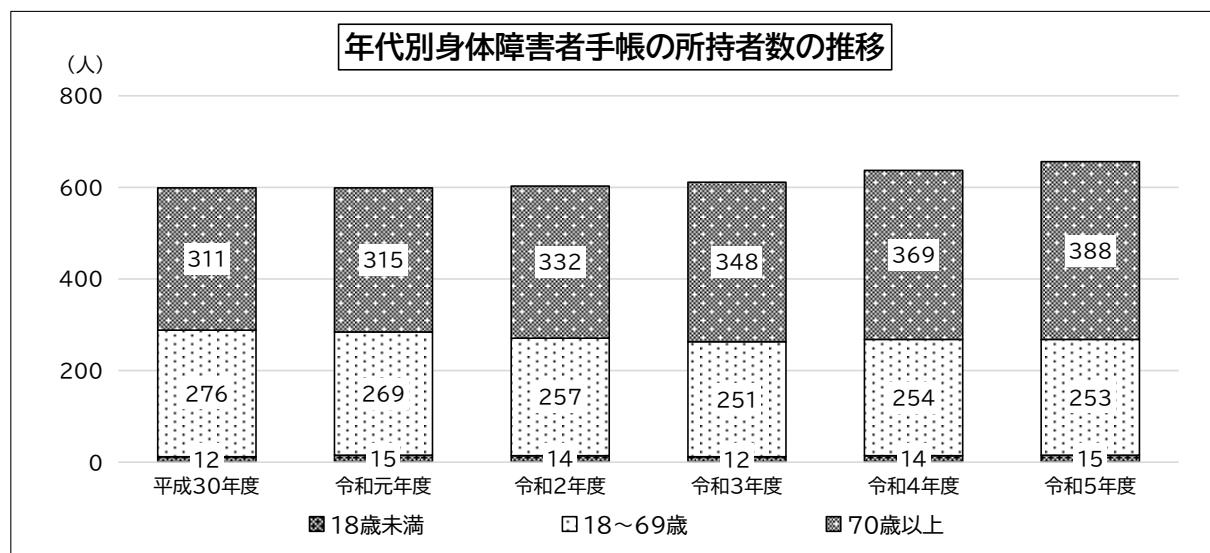
資料：住民基本台帳

2 身体障がい者

(1)年代別身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者は平成30年度の599人から令和5年度の656人と増加傾向となっています。

年代別の所持者を見ると、「18歳未満」は、増減はあるもののほぼ横ばいで推移しており、「18歳以上69歳未満」は減少、「70歳以上」は、年々増加傾向にあります。



年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

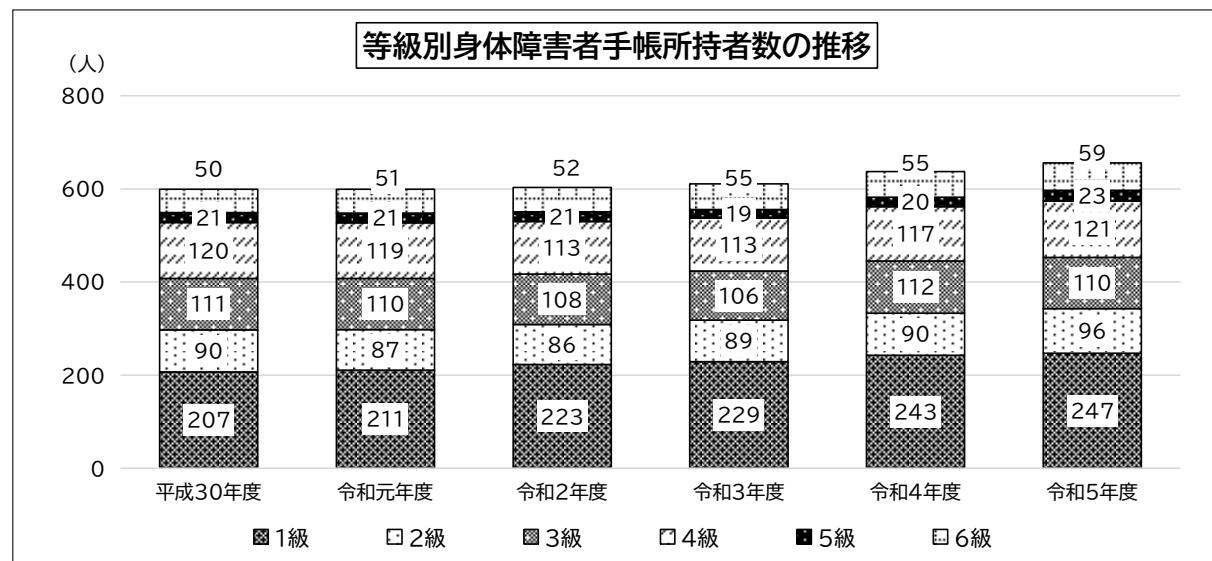
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	12	15	14	12	14	15
18~69歳	276	269	257	251	254	253
70歳以上	311	315	332	348	369	388
合計	599	599	603	611	637	656

※身体障害者手帳保持者数は、「障がい者手帳所持者数の推移」と同様な考え方。

資料:福祉課(各年10月1日現在)

(2) 等級別身体障害者手帳の所持者数

等級別身体障害者手帳の所持者数の推移をみると、「3級」を除く他の等級は、平成30年度に比べ、令和5年度は増加しています（等級は、重い順に1級から6級までとなっています）。



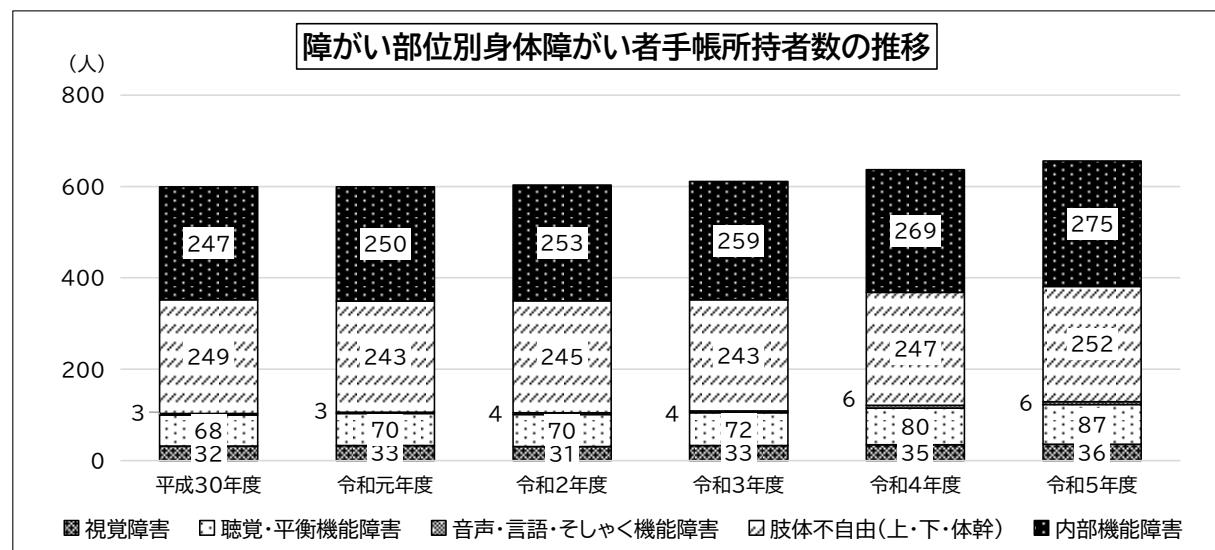
等級別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	207	211	223	229	243	247
2級	90	87	86	89	90	96
3級	111	110	108	106	112	110
4級	120	119	113	113	117	121
5級	21	21	21	19	20	23
6級	50	51	52	55	55	59
合計	599	599	603	611	637	656

資料：福祉課（各年10月1日現在）

(4) 障がい部位別身体障害者手帳の所持者数

障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、すべての部位で、平成30年度よりも増加しています。



障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	32	33	31	33	35	36
聴覚・ 平衡機能障害	68	70	70	72	80	87
音声・言語・ そしゃく機能障害	3	3	4	4	6	6
肢体不自由	249	243	245	243	247	252
内部機能障害	247	250	253	259	269	275
合計	599	599	603	611	637	656

資料:福祉課(各年10月1日現在)

(5)障がい部位別等級身体障害者手帳の所持者数

令和5年度の身体障害者手帳所持者についてみると、等級別では最重度の「1級」が37.7%、「4級」が18.4%となっており、「1級」「2級」の重度障がい者が5割を占めています。

また、障がい部位別では、「内部機能障害」が41.9%と「肢体不自由」が38.4%と4割を占めています。

障がい部位別×等級別身体障がい者手帳所持者数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚障害	18	6	3	4	4	1	36	5.5%
聴覚・平衡機能障害	3	14	7	19	0	44	87	13.3%
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	4	2	0	0	6	0.9%
肢体不自由	85	70	29	35	19	14	252	38.4%
内部機能障害	141	6	67	61	0	0	275	41.9%
合計	247	96	110	121	23	59	656	100.0%
構成比	37.7%	14.6%	16.8%	18.4%	3.5%	9.0%	100.0%	

資料:福祉課(令和5年10月1日現在)

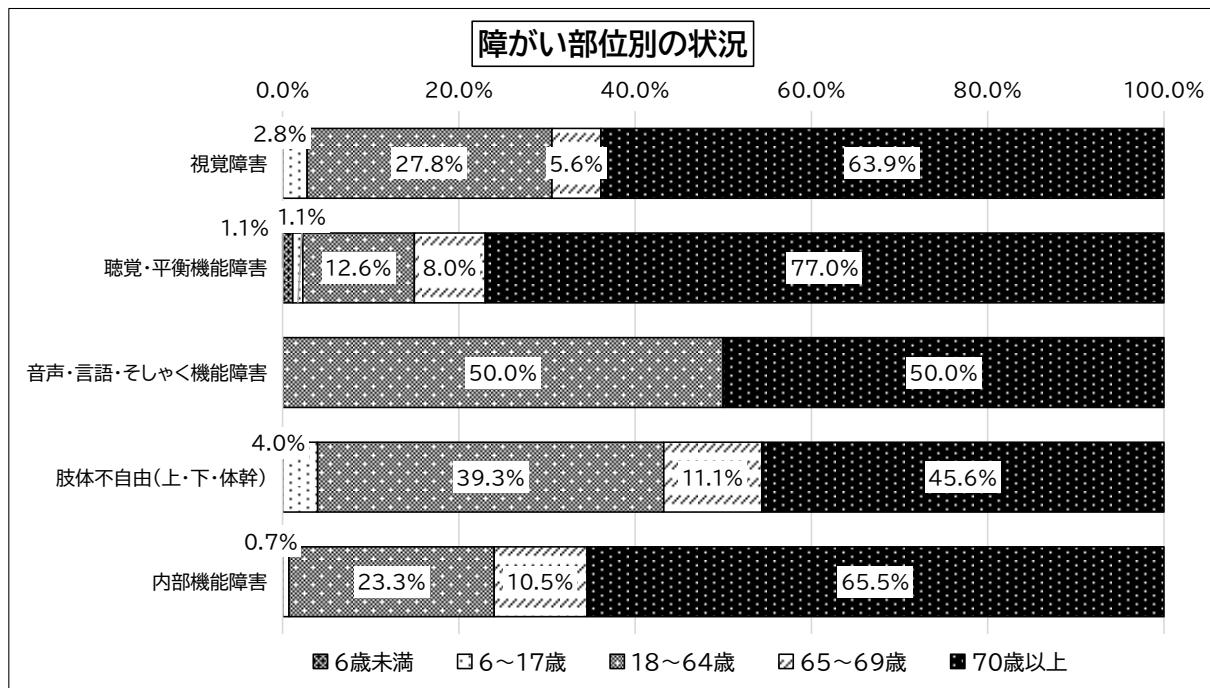
(6)障がい部位別の状況

身体障がい者・障がい児別に障がい部位別の状況を見ると、令和5年度では、18歳以上の身体障がい者で「内部機能障害」が273人で最も多く、次いで「肢体不自由」が242人となっています。18歳未満の身体障がい児では「肢体不自由」が10人、「内部機能障害」と「聴覚・平衡機能障害」が2人となっています。平成30年度と令和5年度を比較すると、身体障がい児及び障がい者はともに増加しています。

障がい部位別の状況(身体障がい者(児)別)

	平成30年度				令和5年度			
	18歳未満		18歳以上		18歳未満		18歳以上	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障害	2	0.3%	30	5.0%	1	0.2%	35	5.3%
聴覚・平衡機能障害	2	0.3%	66	11.0%	2	0.3%	85	13.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0%	3	0.5%	0	0.0%	6	0.9%
肢体不自由	5	0.8%	244	40.7%	10	1.5%	242	36.9%
内部機能障害	3	0.5%	244	40.7%	2	0.3%	273	41.6%
合計	12	2.0%	587	98.0%	15	2.3%	641	97.7%

資料:福祉課(各年10月1日現在)



(8)障がい部位別の状況

令和5年度の年代別(0歳から70歳以上)の部位別の状況を見ると、70歳以上が388人と最も多く、身体障がい者全体の6割を占めており、高齢になるとともに身体の障がいを抱える場合が多くなることがわかります。

障がい部位別でも、「視覚障害」「肢体不自由」以外で70歳以上の占める割合が最も高くなっています。

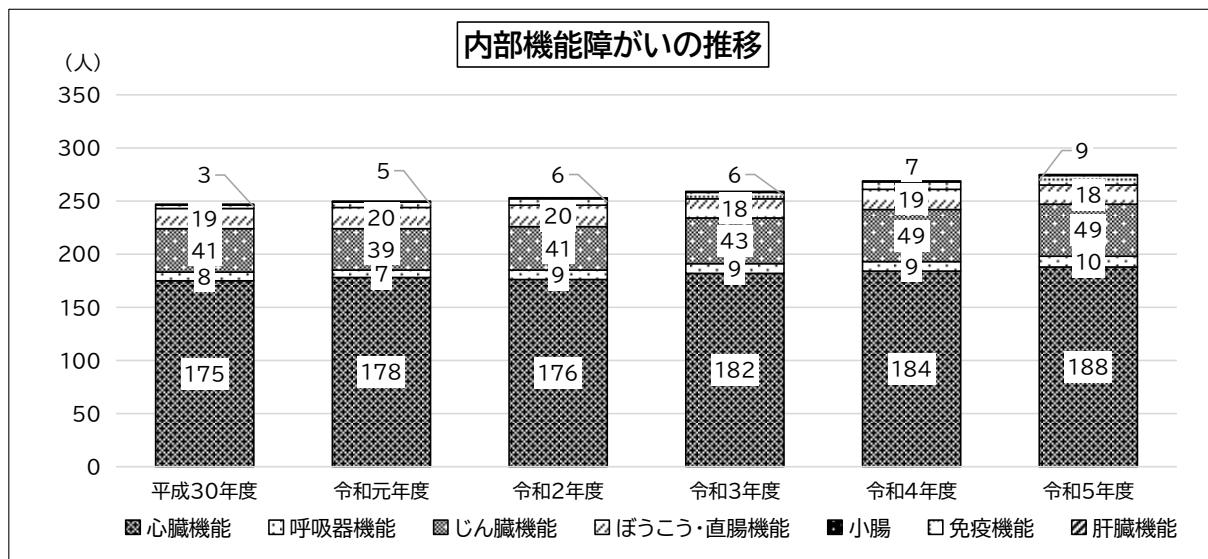
障がい部位別の状況

		6歳未満	6~17歳	18~64歳	65~69歳	70歳以上	合計
視覚障害	人数	0	1	10	2	23	36
	割合	0.0%	2.8%	27.8%	5.6%	63.9%	100.0%
聴覚・平衡機能障害	人数	1	1	11	7	67	87
	割合	1.1%	1.1%	12.6%	8.0%	77.0%	100.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	人数	0	0	3	0	3	6
	割合	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%
肢体不自由	人数	0	10	99	28	115	252
	割合	0.0%	4.0%	39.3%	11.1%	45.6%	100.0%
内部機能障害	人数	0	2	64	29	180	275
	割合	0.0%	0.7%	23.3%	10.5%	65.5%	100.0%
合計	人数	1	14	187	66	388	656
構成比	割合	0.2%	2.1%	28.5%	10.1%	59.1%	100.0%

資料:福祉課(令和5年10月1日現在)

(9) 内部機能障がいの状況

内部機能障がいについてその内訳をみると、令和5年度では、「心臓機能」が188人と最も多く、全体の7割を占めており、次いで、「じん臓機能」が49人となっています。



内部機能障がいの推移

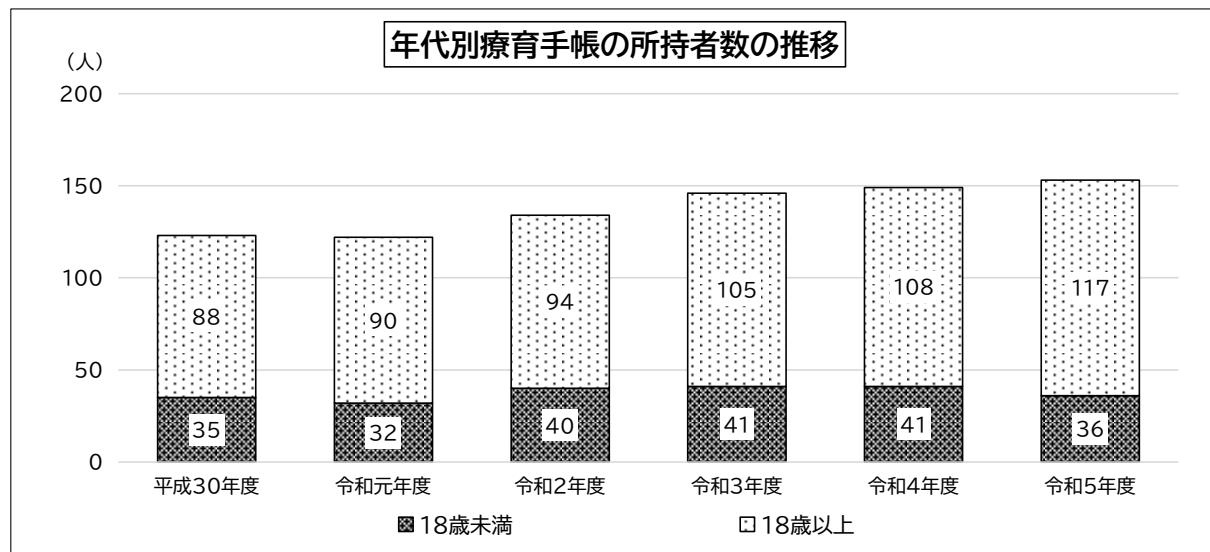
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心臓機能	175	178	176	182	184	188
呼吸器機能	8	7	9	9	9	10
じん臓機能	41	39	41	43	49	49
ぼうこう・直腸機能	19	20	20	18	19	18
小腸	0	0	0	0	0	0
免疫機能	3	5	6	6	7	9
肝臓機能	1	1	1	1	1	1
合計	247	250	253	259	269	275

資料:福祉課(各年10月1日現在)

3 知的障がい者

(1)年代別療育手帳の所持者数

療育手帳の所持者は18歳未満の所持者は、増加傾向で推移するものの、令和5年度には減少に転じています。18歳以上の所持者は一貫した増加傾向で推移しています。



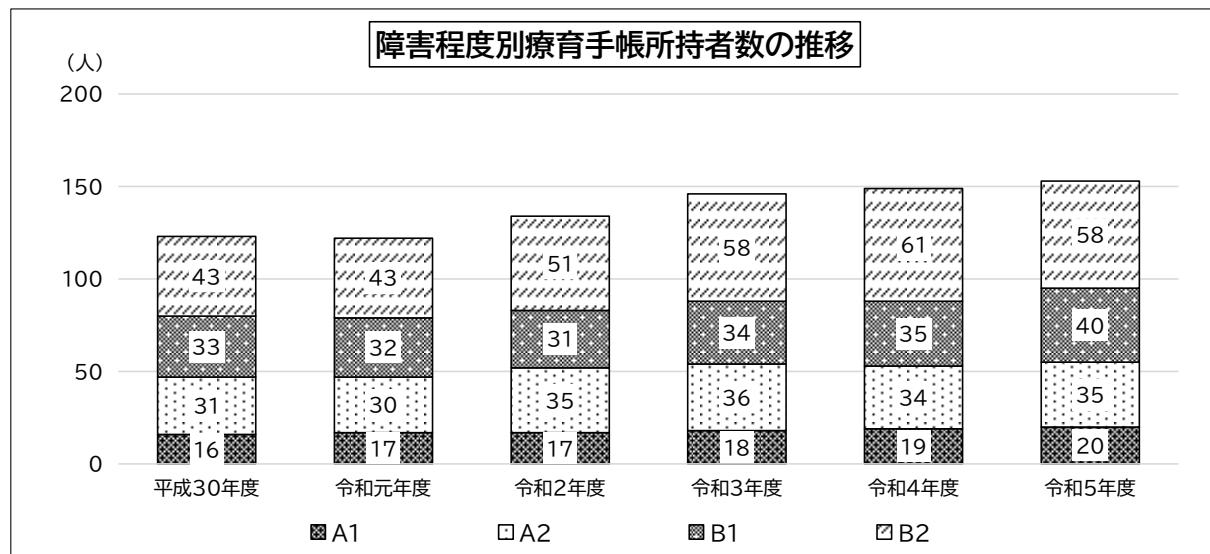
年代別療育手帳の所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	35	32	40	41	41	36
18歳以上	88	90	94	105	108	117
合計	123	122	134	146	149	153

資料:福祉課(各年10月1日現在)

(2) 程度別療育手帳の所持者数

障がい程度別療育手帳所持者数の推移を見ると、どの程度においても多少の増減はあり、平成30年度と令和5年度を比べると増加しています。



障害程度別療育手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A1	16	17	17	18	19	20
A2	31	30	35	36	34	35
B1	33	32	31	34	35	40
B2	43	43	51	58	61	58
合計	123	122	134	146	149	153

資料:福祉課(各年10月1日現在)

(3)年代別程度別の状況

年代別の状況を見ると、18～29歳が56人と最も多く、次いで10～17歳が24人となっており、若年者が多い傾向になっています。一方、60～69歳が13人、70歳以上が4人と高齢者が少なくなっています。

程度別では、10～17歳のB2が27人となっています。

年代別程度別の状況

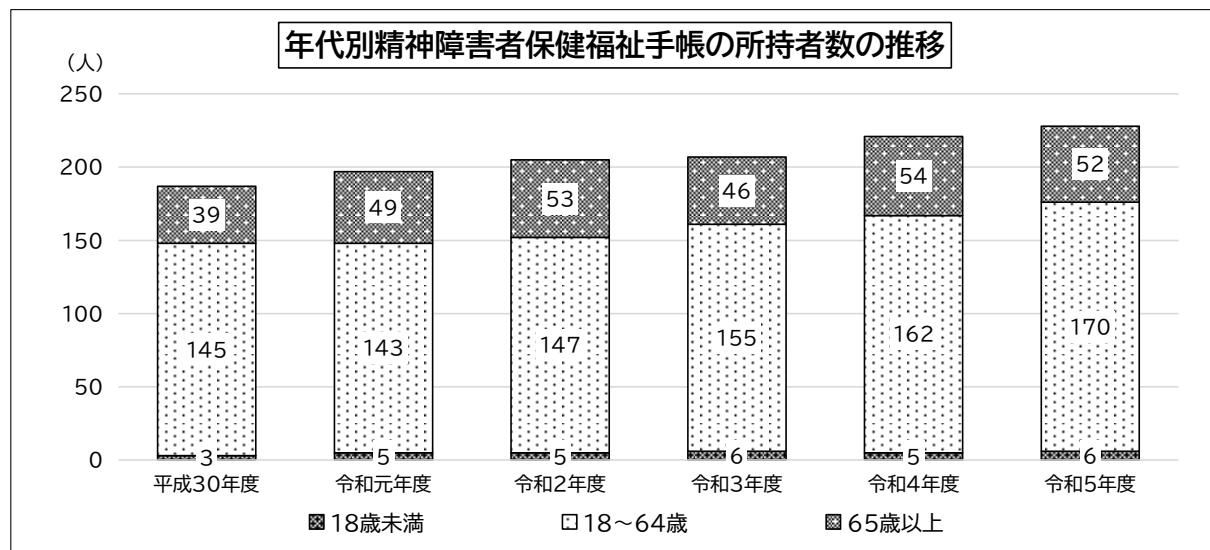
		10歳未満	10～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
A1	人数	0	2	8	3	3	1	2	1	20
	割合	0.0%	10.0%	40.0%	15.0%	15.0%	5.0%	10.0%	5.0%	100.0%
A2	人数	3	3	9	4	4	6	4	2	35
	割合	8.6%	8.6%	25.7%	11.4%	11.4%	17.1%	11.4%	5.7%	100.0%
B1	人数	4	4	12	5	6	4	5	0	40
	割合	10.0%	10.0%	30.0%	12.5%	15.0%	10.0%	12.5%	0.0%	100.0%
B2	人数	5	15	27	4	3	1	2	1	58
	割合	8.6%	25.9%	46.6%	6.9%	5.2%	1.7%	3.4%	1.7%	100.0%
合計	人数	12	24	56	16	16	12	13	4	153
構成比	割合	7.8%	15.7%	36.6%	10.5%	10.5%	7.8%	8.5%	2.6%	100.0%

資料:福祉課(令和5年10月1日現在)

4 精神障がい者

(1) 年代別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成30年度から令和5年度まで増加傾向にあります。



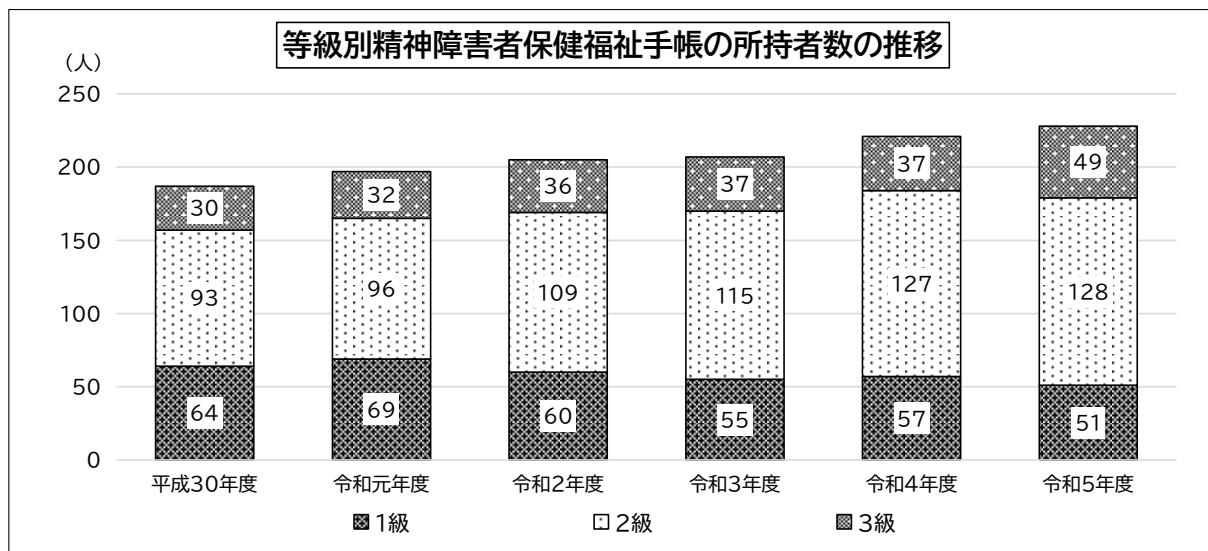
年代別精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	3	5	5	6	5	6
18~64歳	145	143	147	155	162	170
65歳以上	39	49	53	46	54	52
合計	187	197	205	207	221	228

資料:福祉課(各年10月1日現在)

(2)等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

令和5年度の所持者数は「2級」が128人で最も多く、全体の5割を占めています。また、「1級」は22.4%、「3級」は21.5%となっています(等級は、重い順に1級、2級、3級の順となっています)。



等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	64	69	60	55	57	51
2級	93	96	109	115	127	128
3級	30	32	36	37	37	49
合計	187	197	205	207	221	228

資料:福祉課(各年10月1日現在)

(3)精神疾患別の状況

精神障がい者数を精神疾患別にみると、令和3年度では「気分(感情)障害」が183人で最も多く 38.4%を占めています。次いで「統合失調症」が145人で 30.4%、「てんかん」が63人で 13.2%の順となっています。

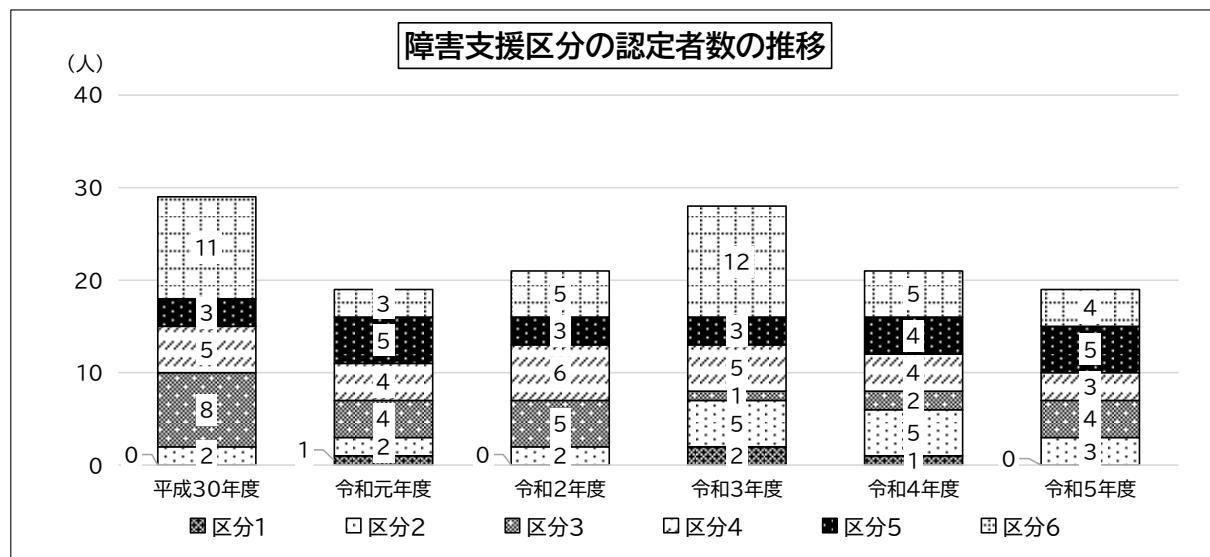
精神疾患別の状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
統合失調症	148	30.0%	148	32.0%	135	30.1%	145	30.4%
気分(感情)障害	166	33.6%	165	35.7%	170	37.9%	183	38.4%
てんかん	69	14.0%	65	14.1%	57	12.7%	63	13.2%
アルコール依存症	8	1.6%	8	1.7%	8	1.8%	12	2.5%
アルコール性精神病	2	0.4%	1	0.2%	1	0.2%	1	0.2%
知的障害	2	0.4%	2	0.4%	1	0.2%	1	0.2%
心因反応	1	0.2%	2	0.4%	1	0.2%	1	0.2%
否定型精神病	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
接枝分裂病	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
脳器質性精神障害	13	2.6%	12	2.6%	13	2.9%	12	2.5%
認知症	33	6.7%	30	6.5%	36	8.0%	24	5.0%
神経症	19	3.8%	24	5.2%	25	5.6%	35	7.3%
人格障害	1	0.2%	3	0.6%	1	0.2%	0	0.0%
その他	32	6.5%	2	0.4%	1	0.2%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	494	100.0%	462	100.0%	449	100.0%	477	100.0%

資料:中部保健所 市町村別・疾病別自立支援医療費(精神通院医療)支給認定状況

5 障害支援区分の認定者数の推移

障害支援区分の認定者数は、平成30年度から令和5年度まで増減はあるものの、この5年間で10人減少しています。



障害支援区分の認定者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	0	1	0	2	1	0
区分2	2	2	2	5	5	3
区分3	8	4	5	1	2	4
区分4	5	4	6	5	4	3
区分5	3	5	3	3	4	5
区分6	11	3	5	12	5	4
合計	29	19	21	28	21	19

資料:福祉課(各年10月1日現在)

6 アンケート調査

(1)アンケート調査の概要

1)調査の概要

アンケート調査は、「障害者手帳などを所持している障がい者アンケート」「障害者手帳などを所持している障がい児アンケート」の2つを実施しています。

2)調査の対象者

北中城村内にお住まいの障がい者手帳をお持ちの方から無作為抽出しました。

3)調査方法

郵送による配布・回収で調査を実施しました。

4)調査期間

令和6年8月中旬～9月中旬

5)回収状況

	配布件数	回収数	有効回収数	回収率
障がい者	849 件	335 件	334 件	39.3%
障がい児	52 件	17 件	17 件	32.7%

(2)調査結果の概要

アンケートの調査結果は以下のとおりです。

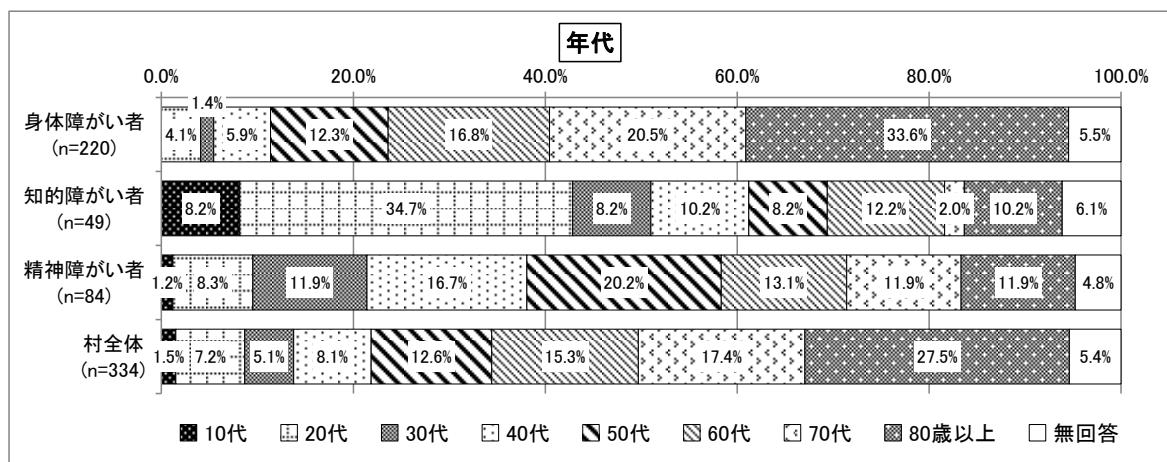
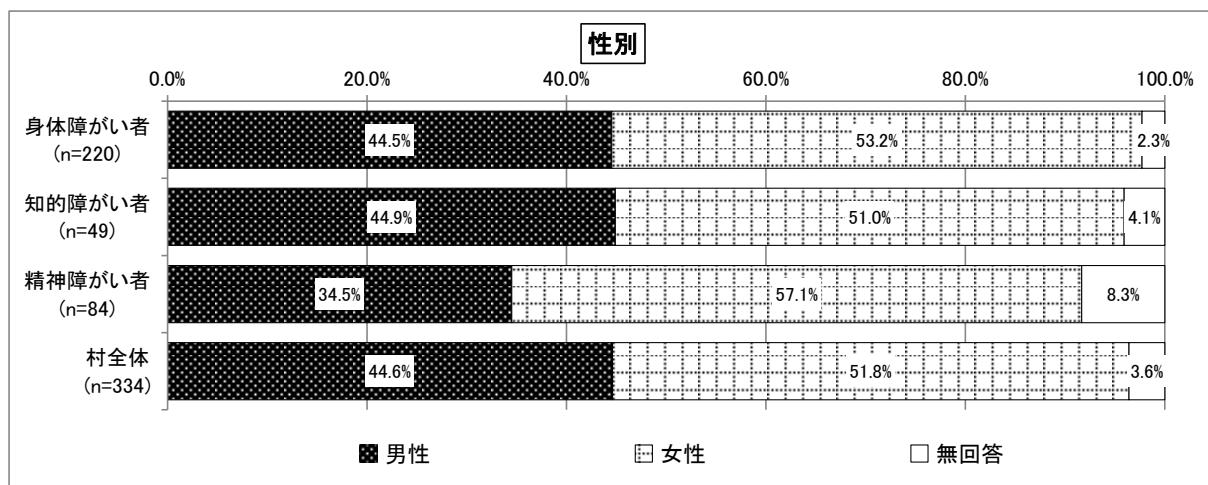
※集計では、小数点第2位を四捨五入しています。

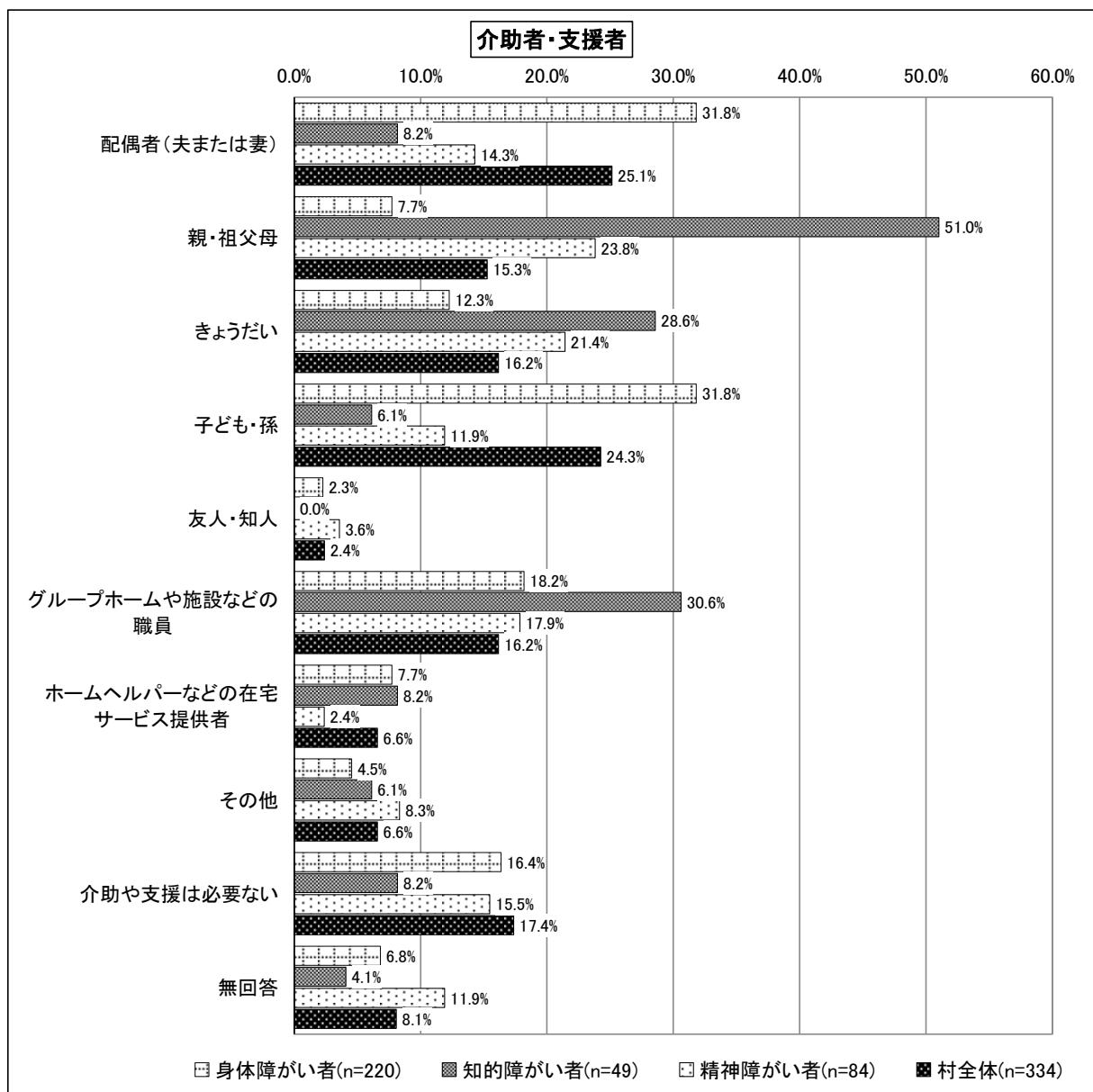
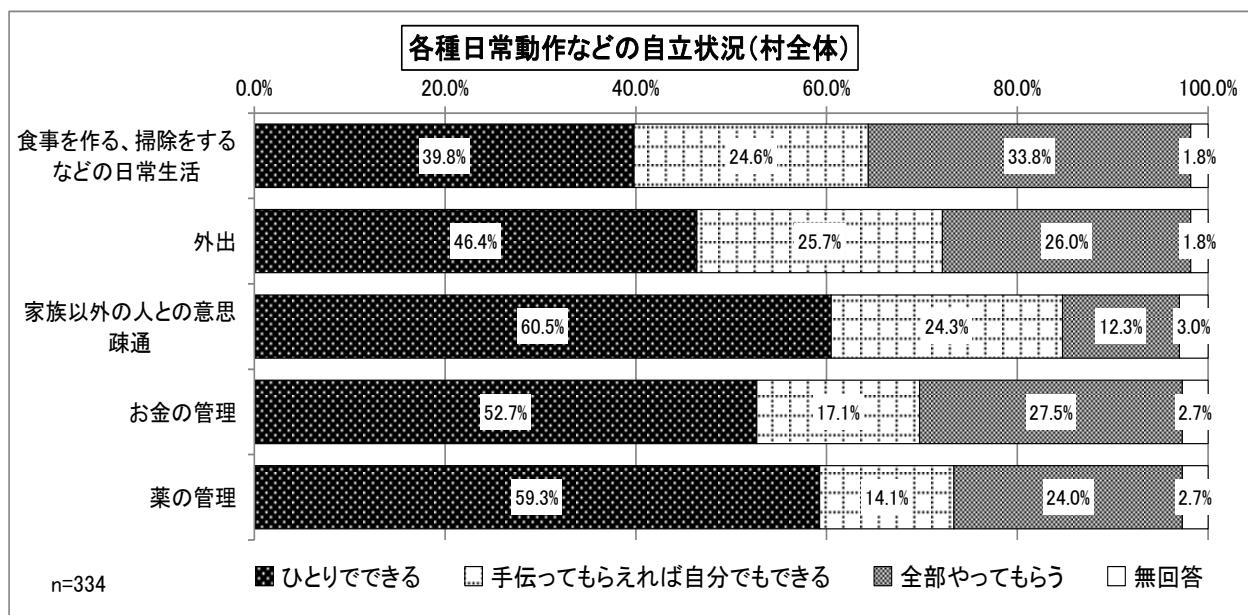
※回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行っています。

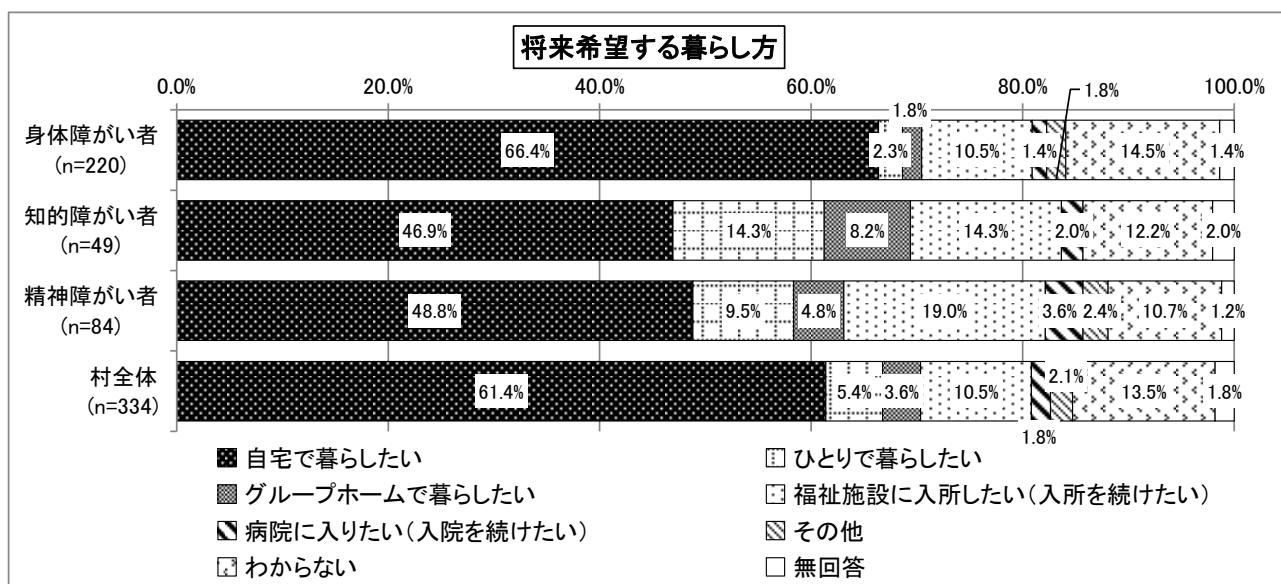
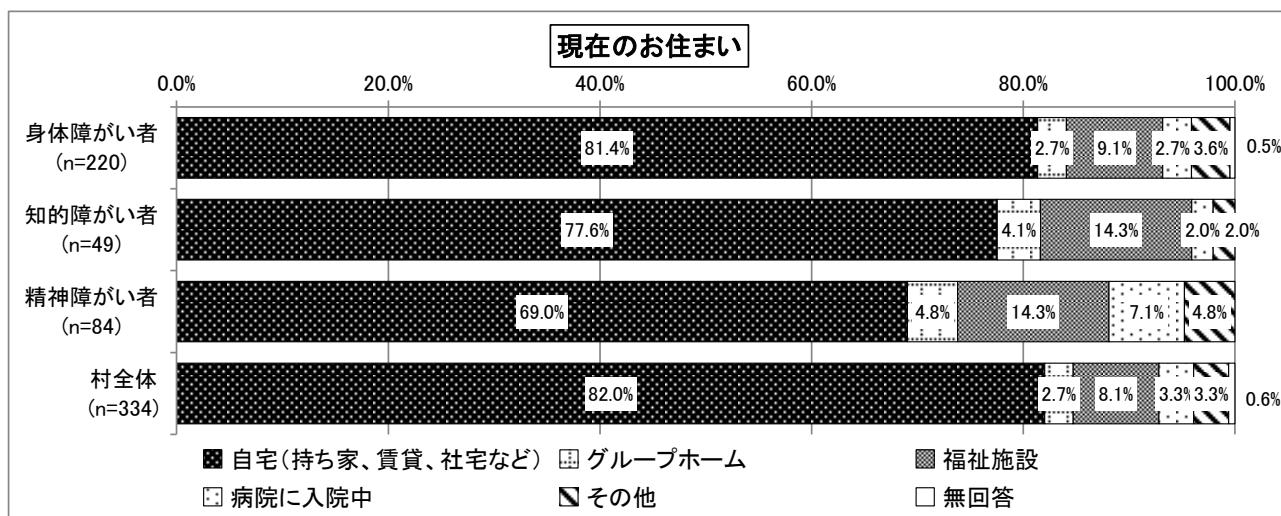
1)障がい者アンケート調査結果概要

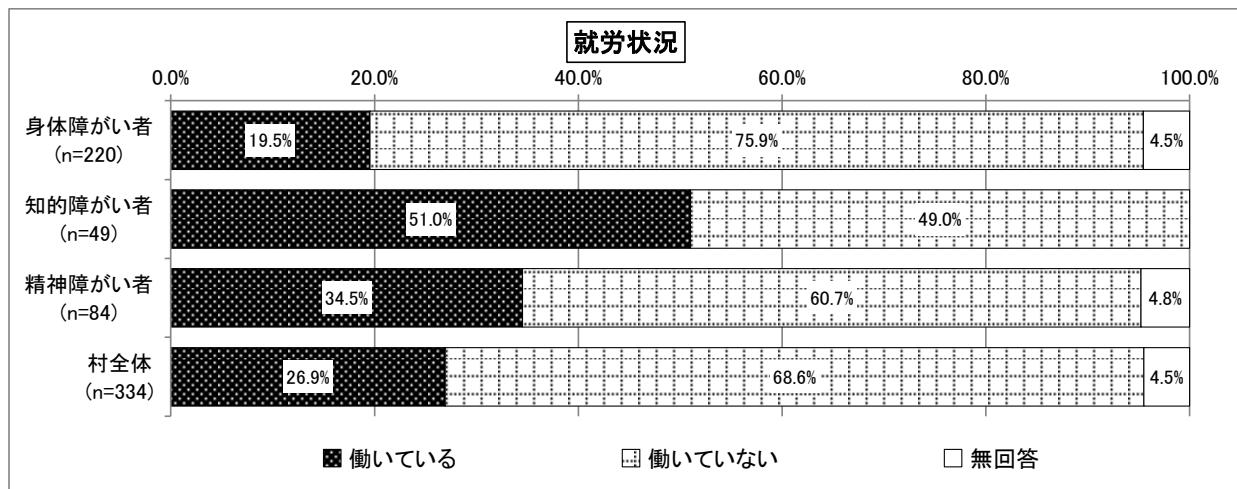
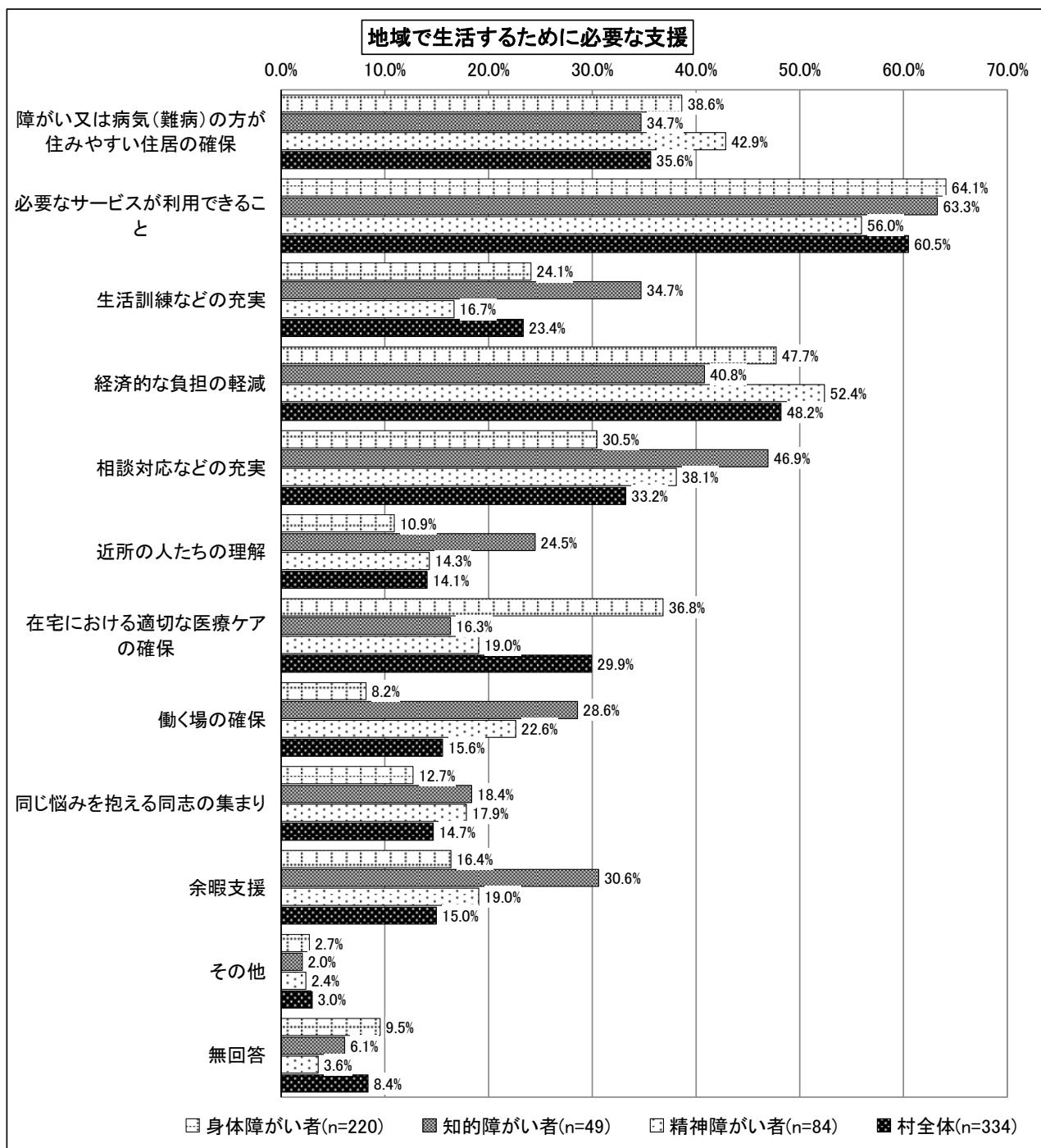
<障がい者アンケート結果の主な特徴>

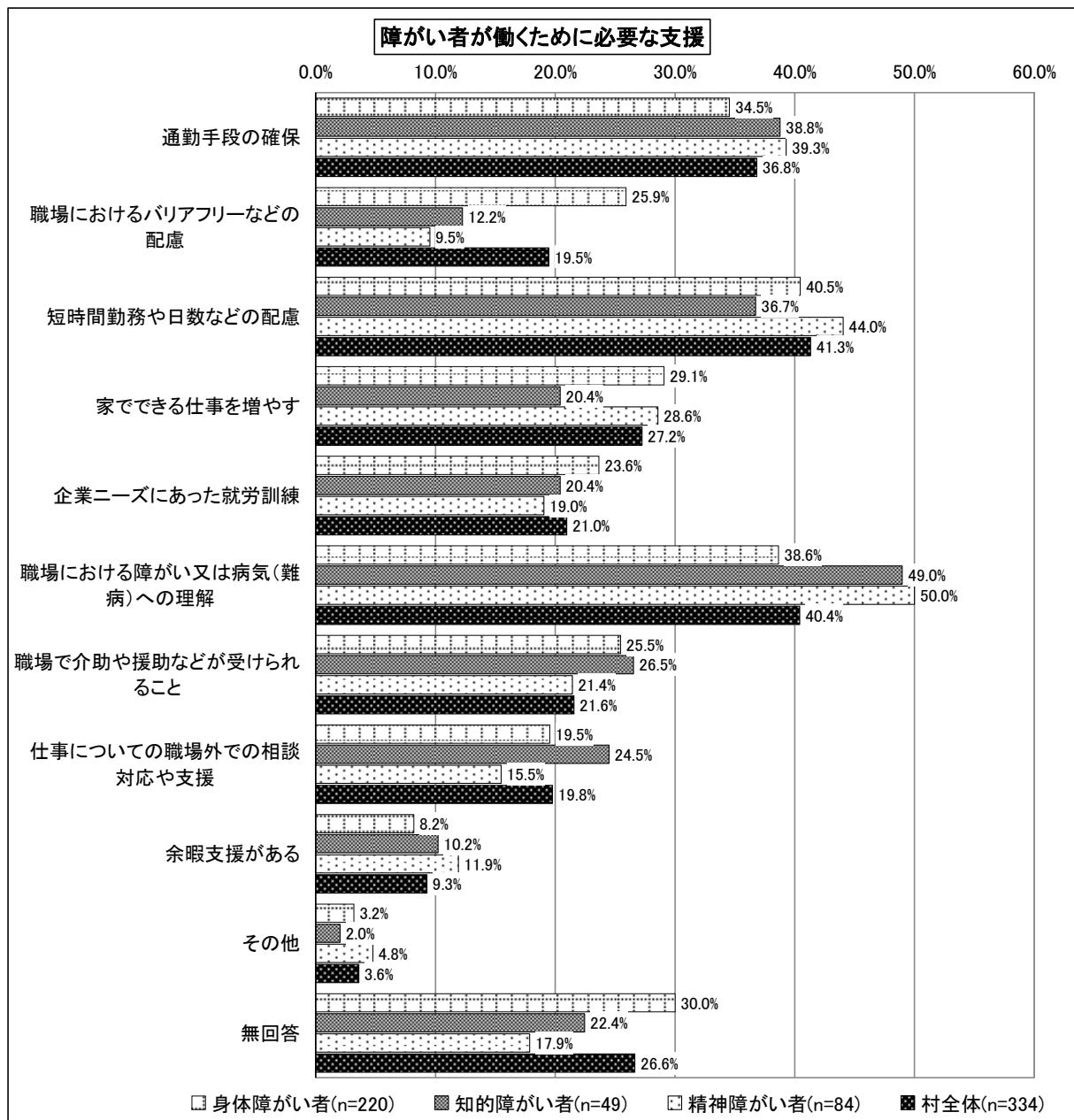
- 差別を受けた、嫌な思いをしたことのある方は手帳所持者全体の約2割で、学校、仕事場、買い物のときに受けたと回答。
- 障害福祉サービスを受けるときに困ったことは、「どんなサービスがあるのか分からぬ」「どの事業所が良いか分からない」との回答が多い。
- 就労支援で必要なことでは、「職場や同僚等の理解」が高い。
- 災害時において、「自力で避難ができない」や「避難所の生活環境」に不安がある。

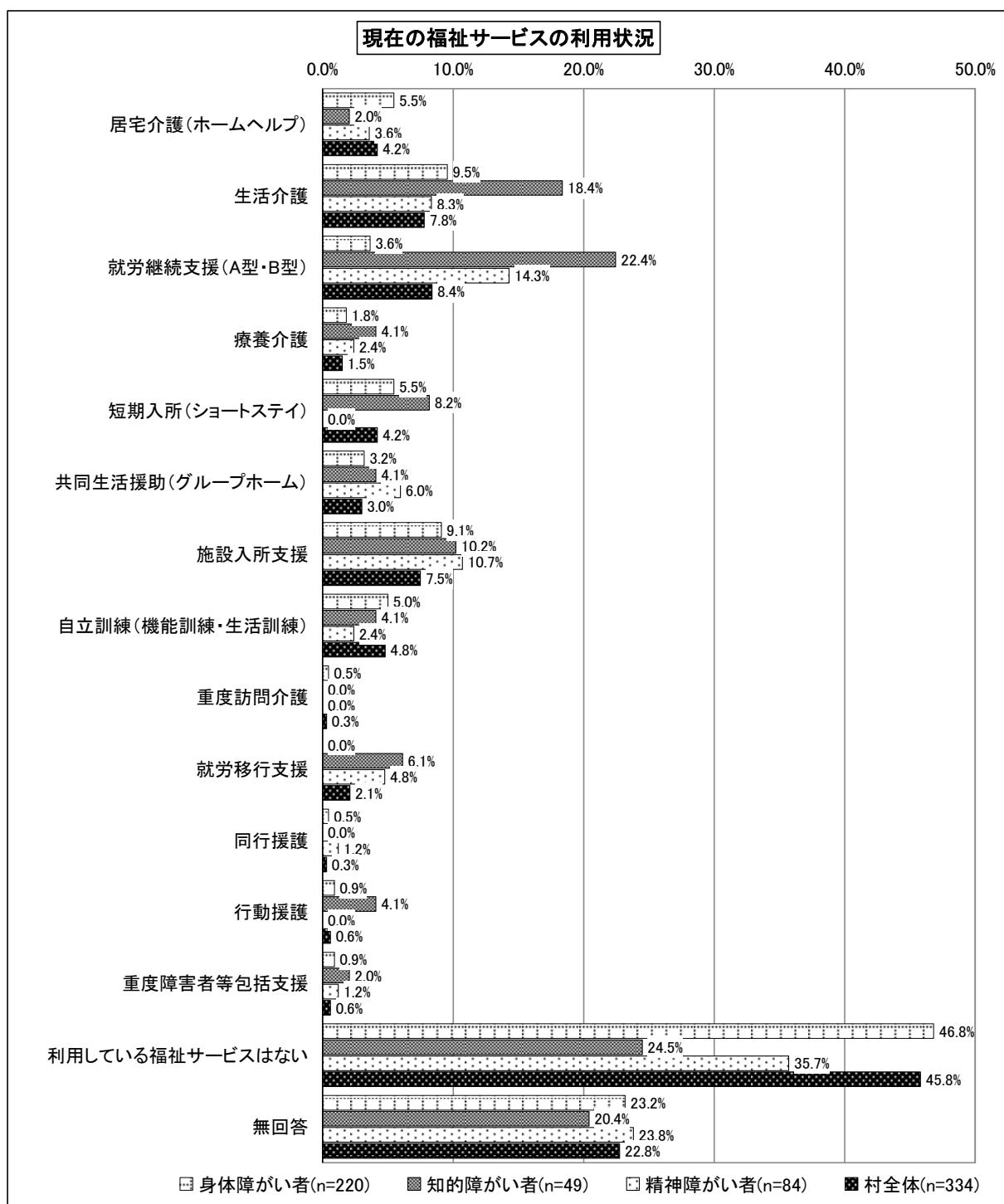


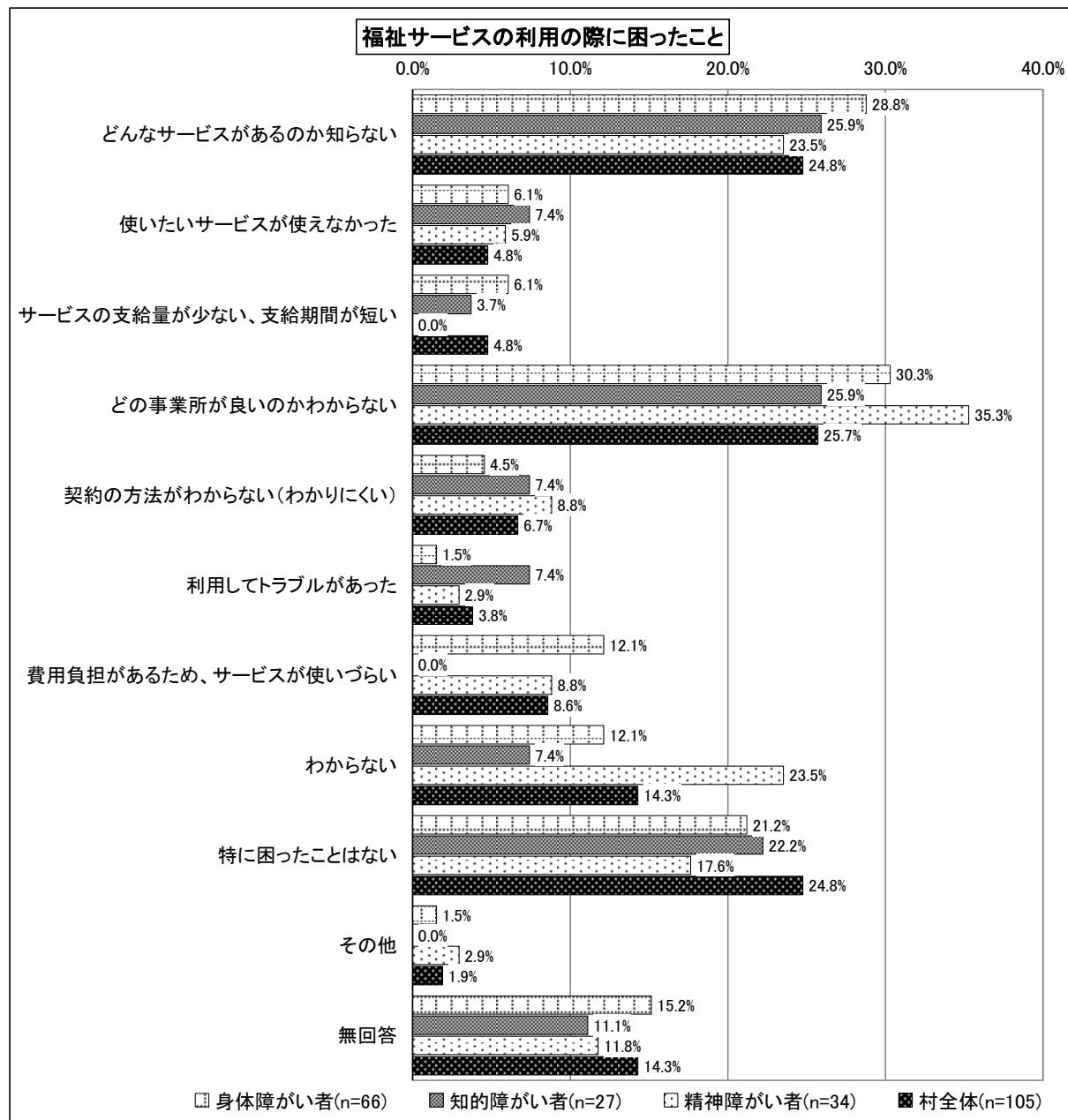


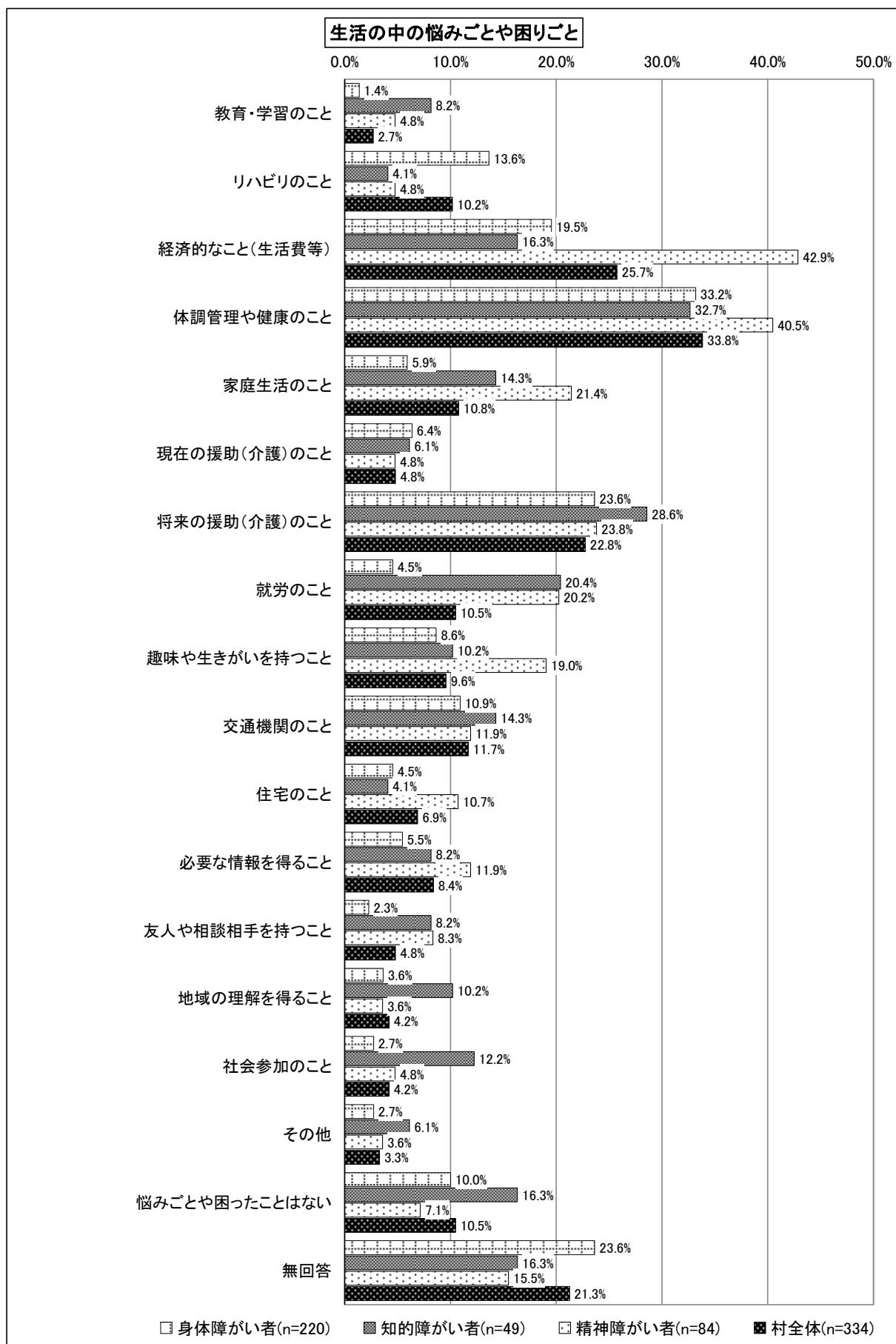


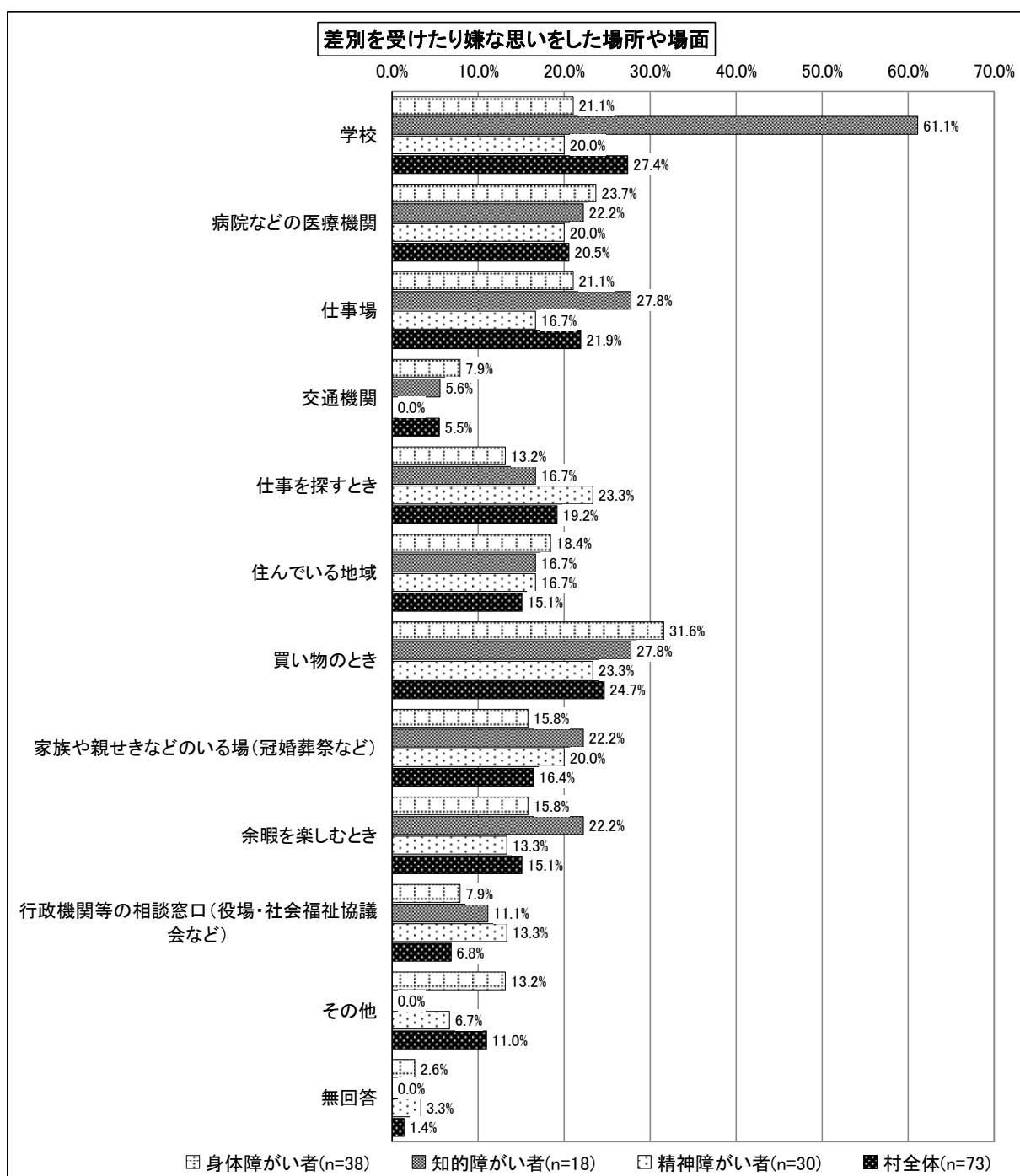
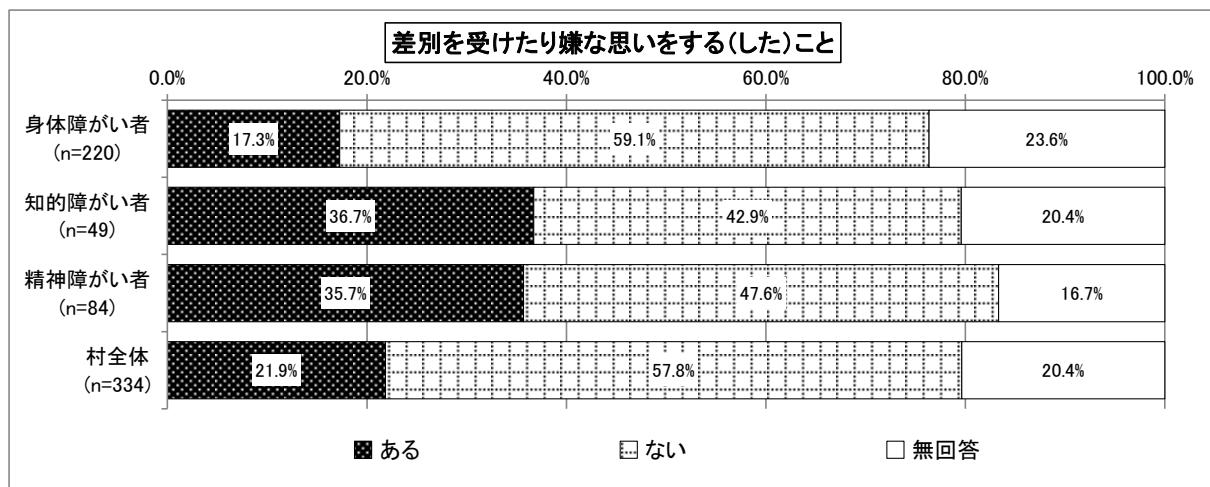


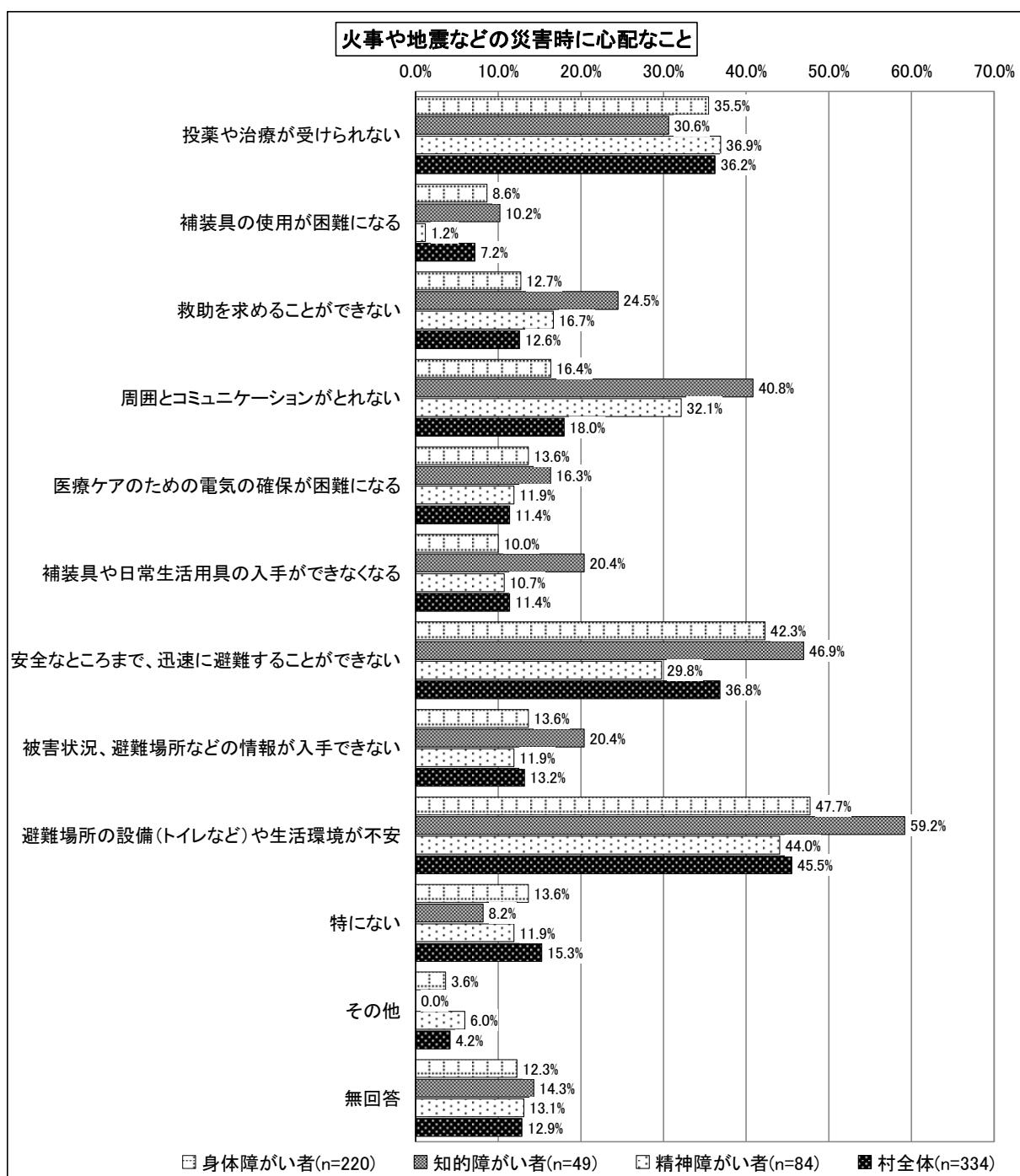
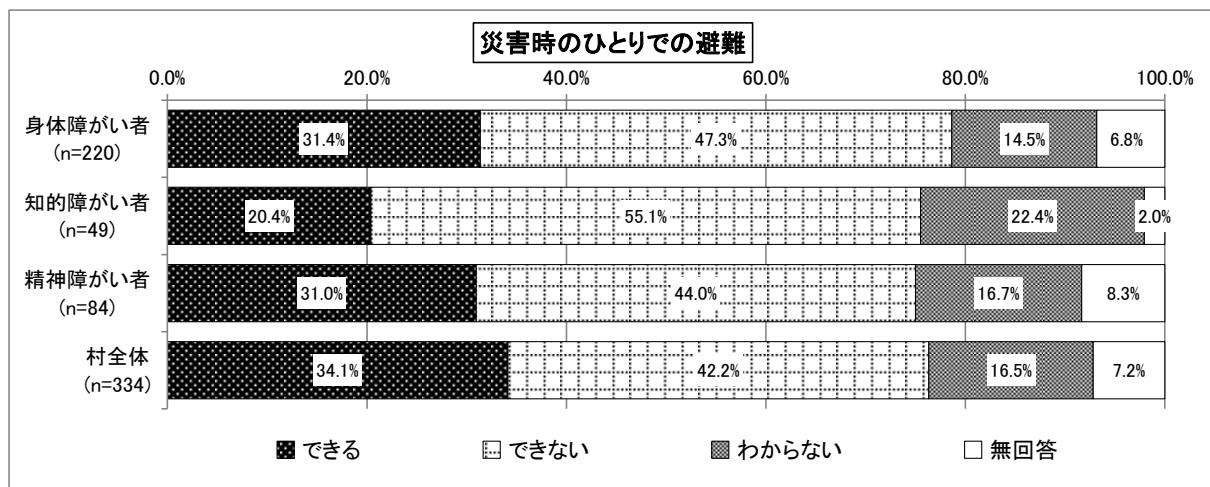








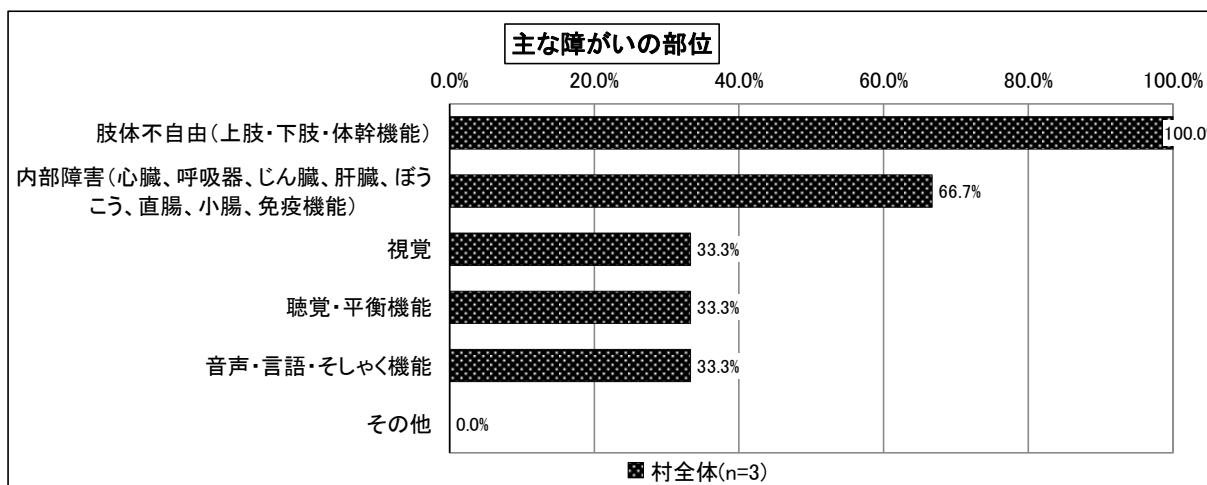
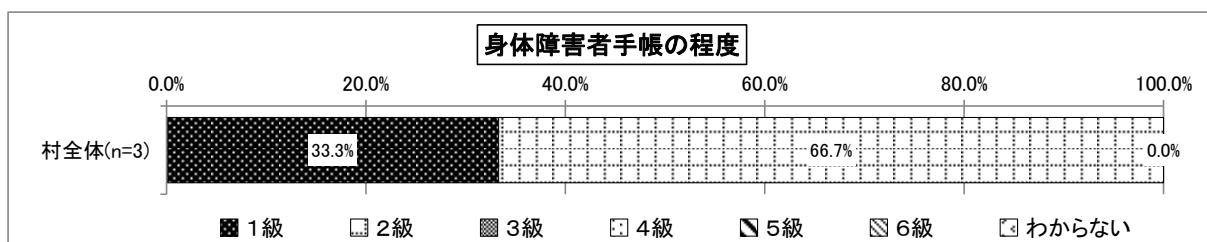
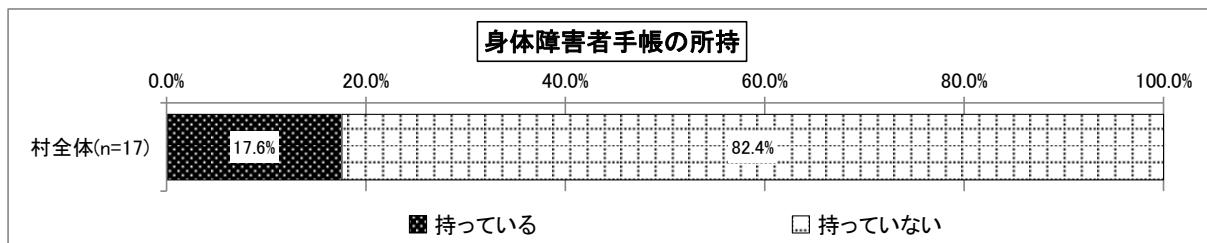


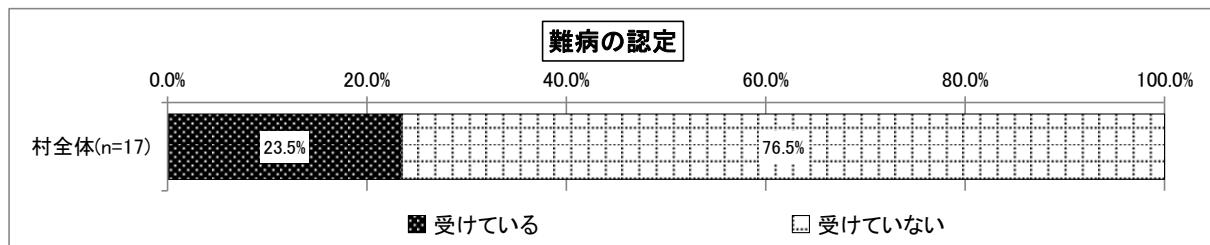
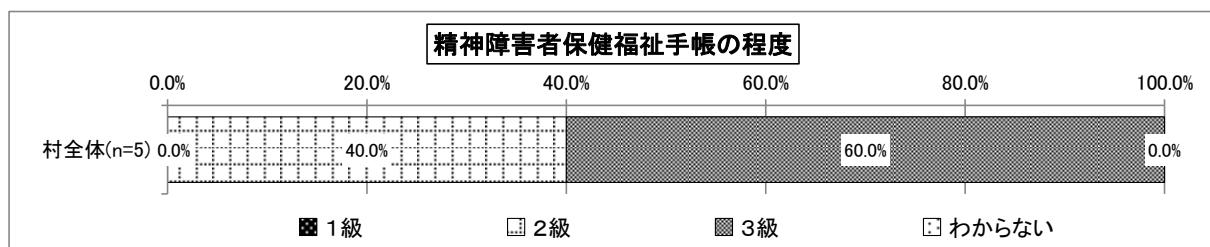
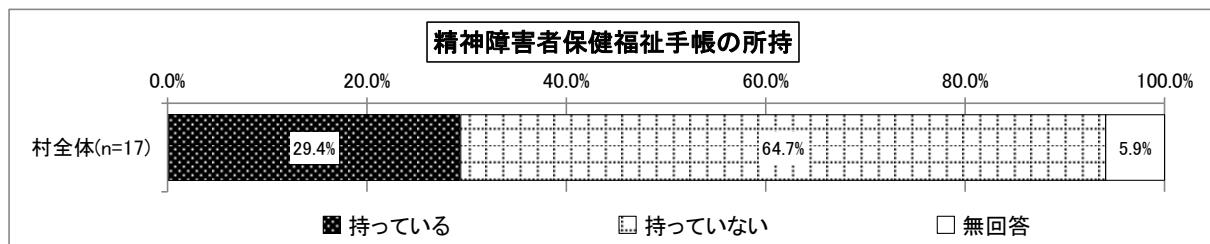
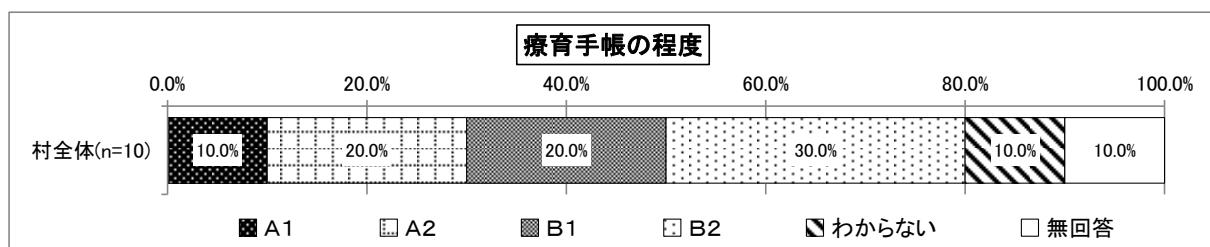
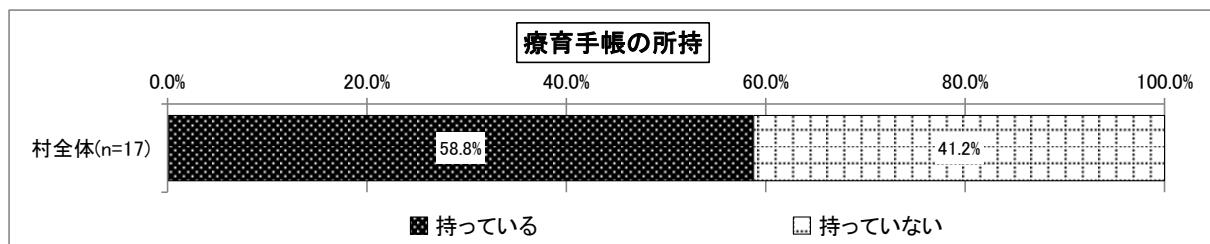


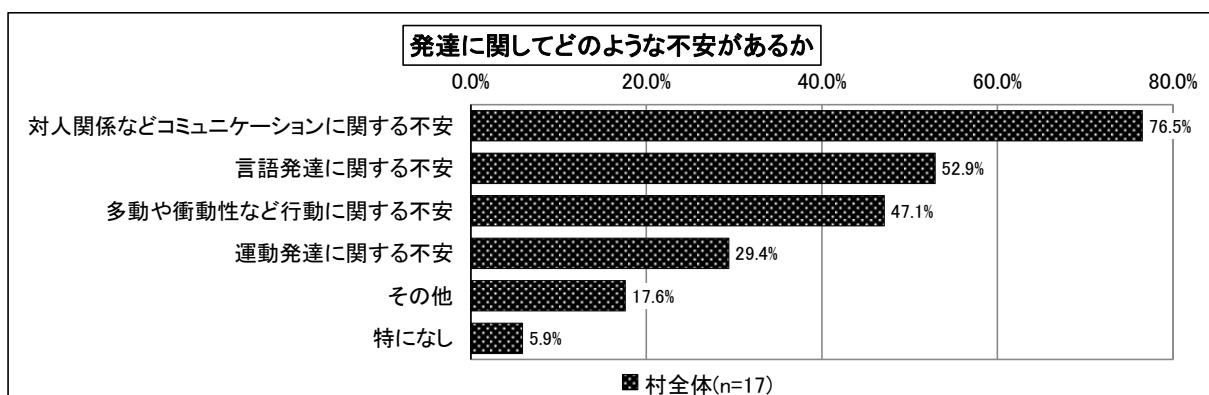
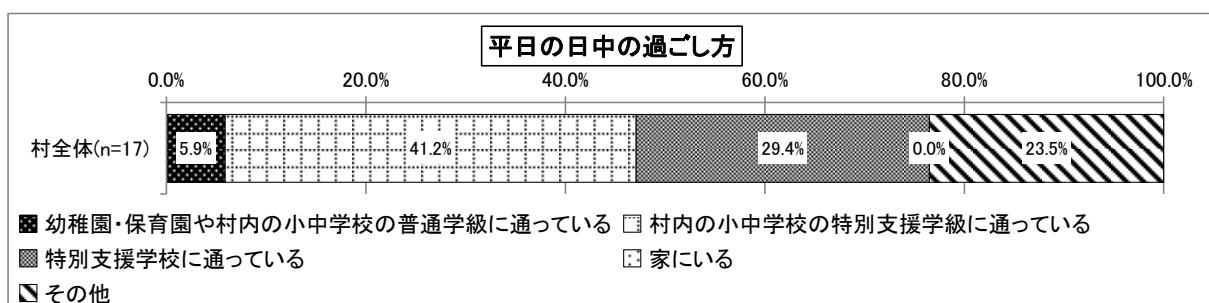
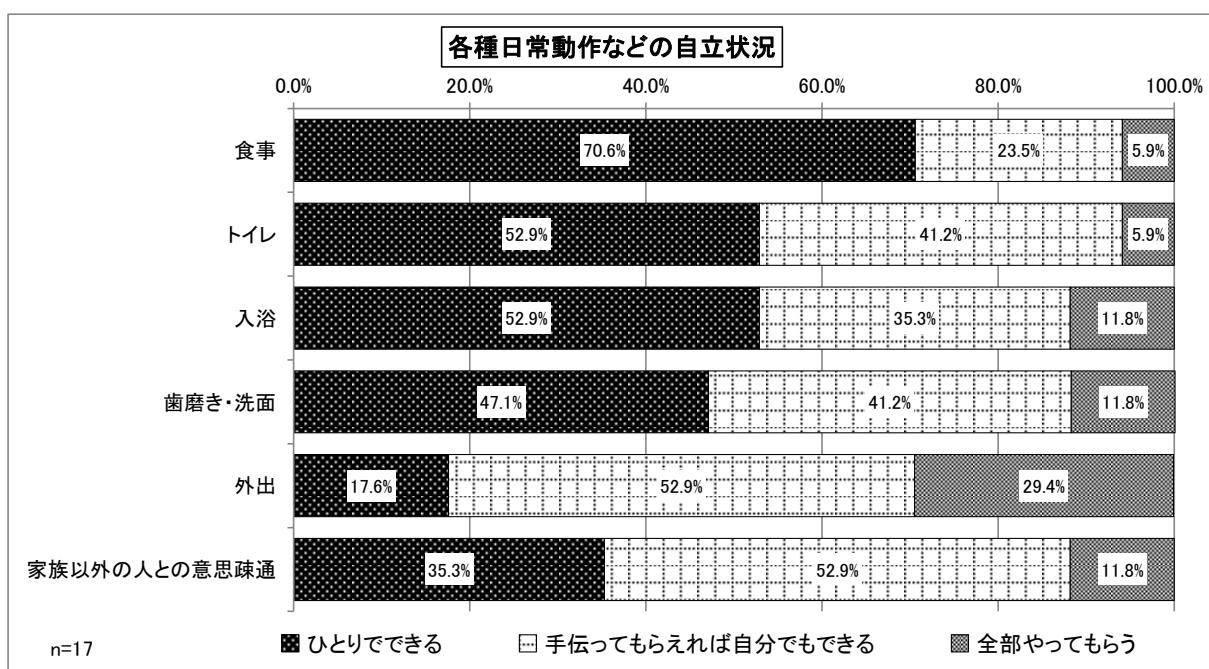
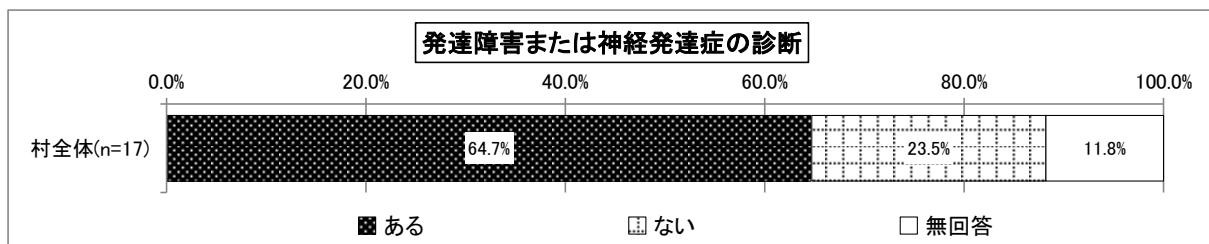
2) 障がい児アンケート調査結果概要

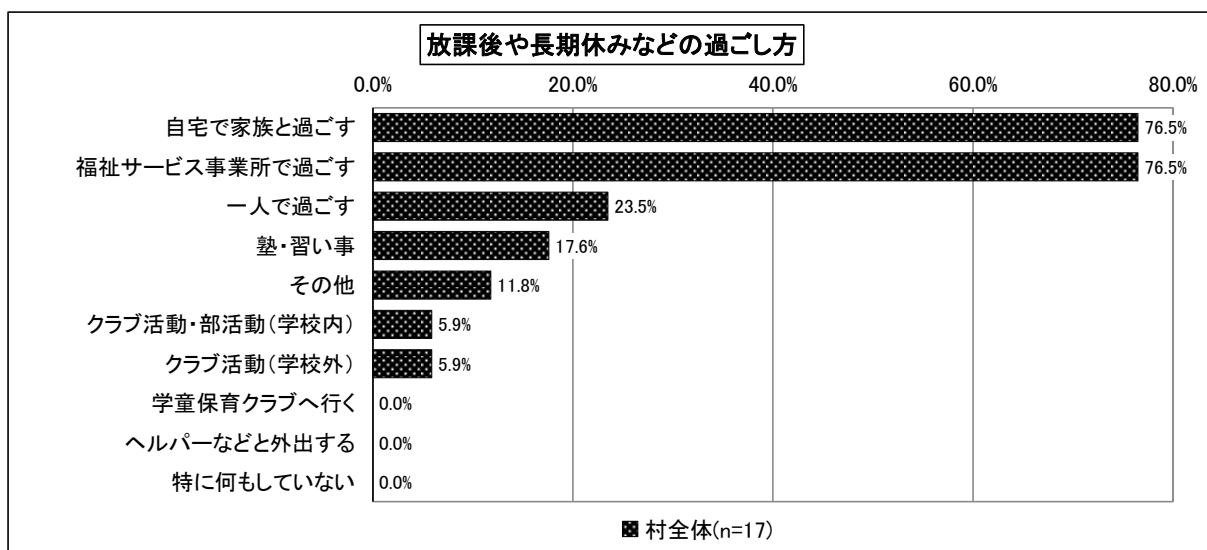
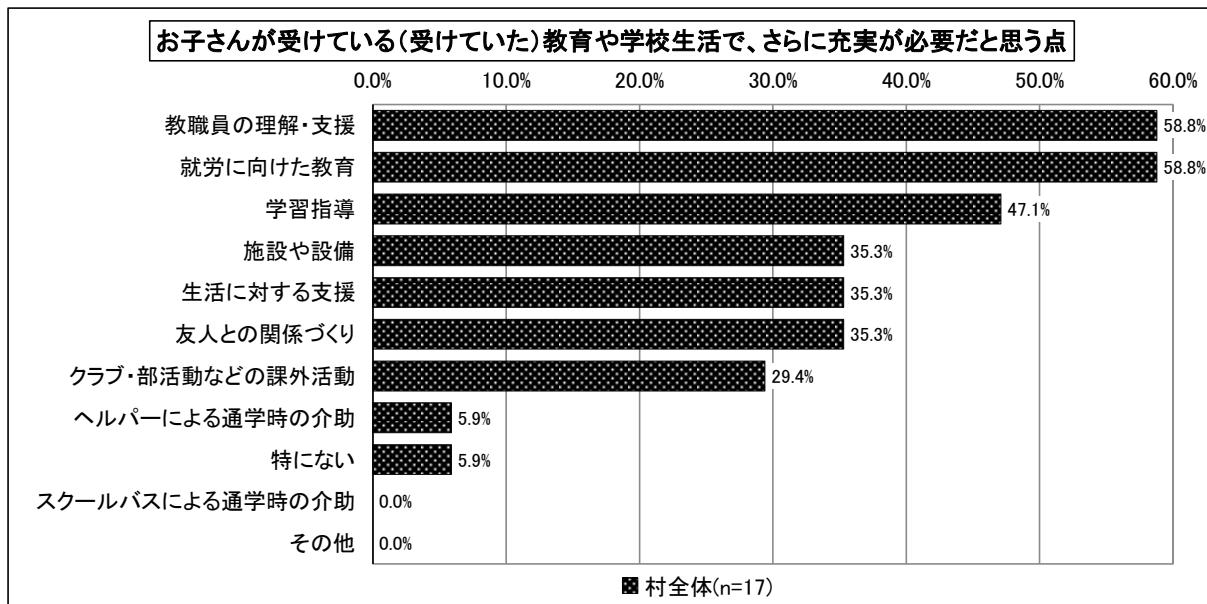
<障がい児アンケート結果の主な特徴>

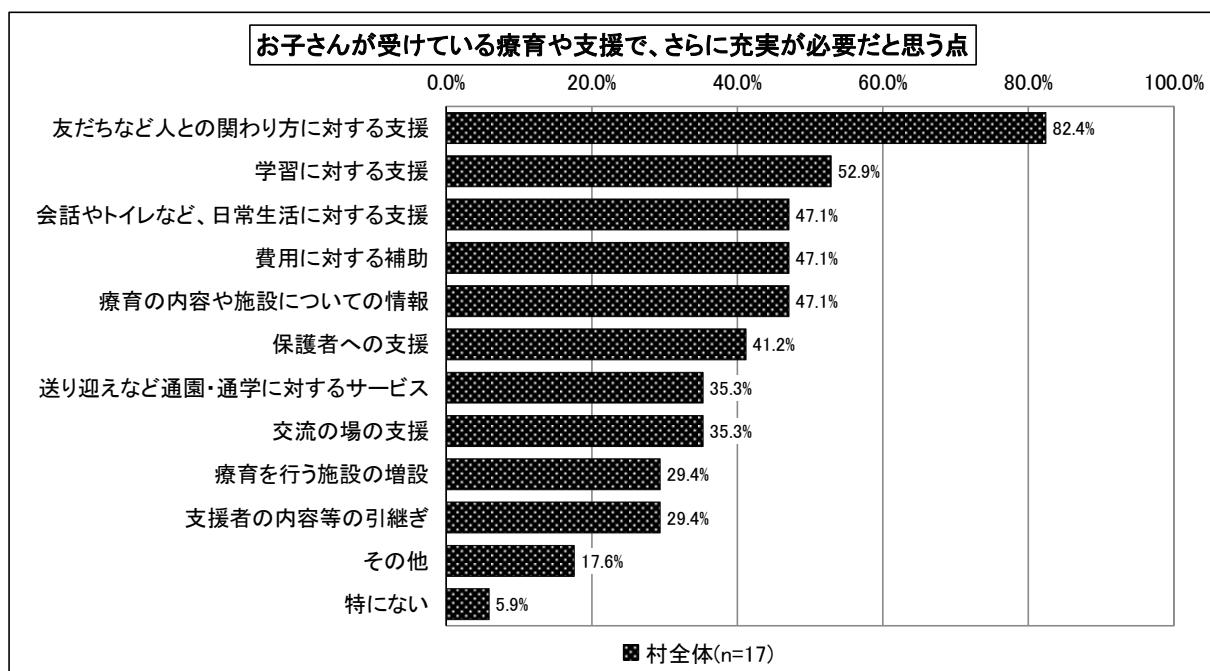
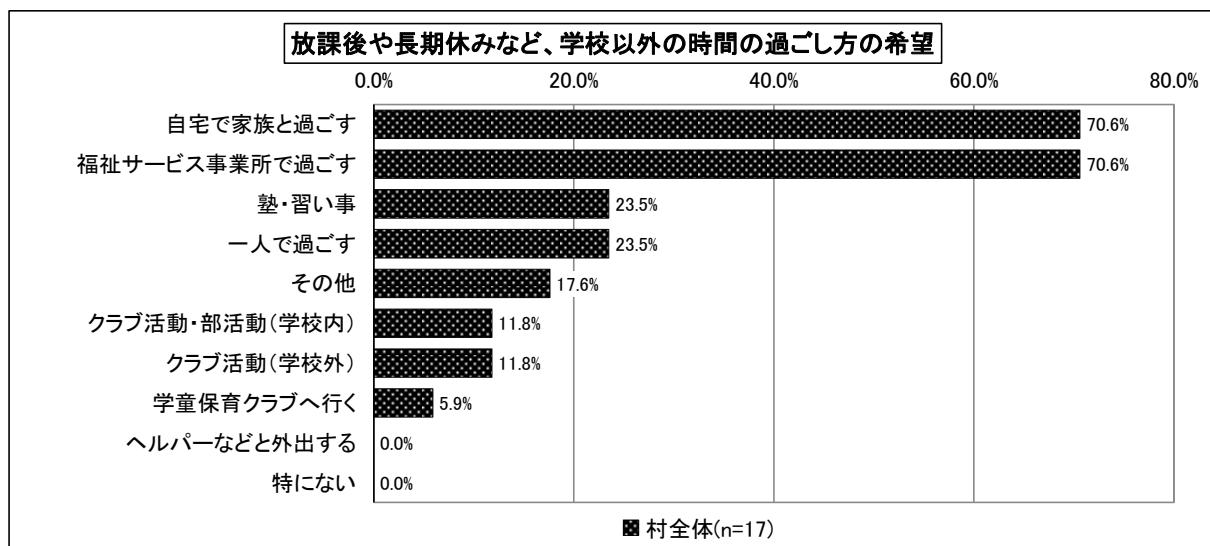
- お子さんの発達に関する不安は、「対人関係、コミュニケーション」が8割と高い。
- お子さんが受けている教育や学校で更なる充実が必要だと思うものとしては、「教職員の理解」と「就労に向けた教育」が6割と高い。
- お子さんが将来仕事につくために重要なことは、「就労後の相談(定着支援)」が最も高い。

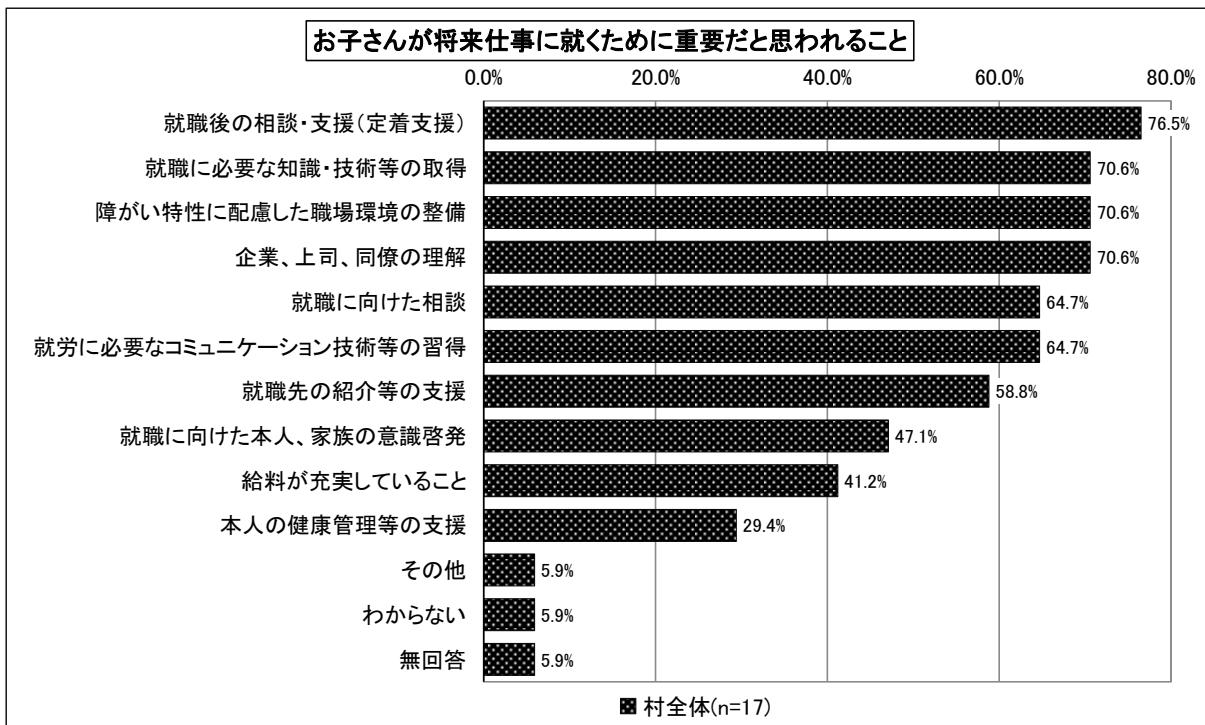












第3章 計画の基本的な方針

1 計画の基本理念

本村では「地域支えあいの中で、障がい者が自立と社会参加を実現できるむらづくり」の基本理念のもと、「北中城村障害者福祉行動計画☆2012」を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。

その後、「北中城村障がい者総合計画☆2018」では、上位計画である村の総合計画や福祉行政全体の計画の地域福祉計画が改定されたことを受け、これらの理念をベースに地域共生社会の実現を目指して基本理念を新たに「障がい者の社会参加 地域と共に歩む きたなかぐすく」とし、地域共生社会の実現を目指して取り組みを推進してきましたところです。

そのような中、国においては令和2年度に重層的支援体制(包括的な支援体制)の構築を新たな重要な視点として加えています。

本村における重層的支援体制の構築は、これから段階であり、計画的に着実に進めていく必要があることから、「北中城村障がい者総合計画☆2024」においても、前計画の基本理念を引き継いでいくものとします。

■基本理念

障がい者の社会参加

地域と共に歩む

きたなかぐすく

2 基本目標

基本理念である「障がい者の社会参加 地域と共に歩む きたなかぐすく」を目指し、以下の3つを基本目標として設定します。

基本目標1	生活基盤の充実
<p>生活基盤の充実は、障がい者(児)が、日々の生活を安心で快適に過ごすことができる重要な土台となります。そのためには、必要な情報が容易に取得できるだけでなく、気軽に相談ができ、必要な支援を適切に受けることが重要となることから、支援につなげる体制の強化を図るとともに、情報アクセシビリティの向上等の取組みを推進します。</p> <p>また、障がい者(児)の生活に直結する福祉サービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉の関係機関の更なる連携強化を図ります。</p>	

基本目標2	「学ぶ」「働く」「楽しむ」環境の充実
<p>発達の遅れや偏り、障がいのある子どもについて、乳幼児期から学齢期などの各ライフステージにおいて、適切で切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関や事業所等と連携しながら、保育・教育環境の充実を図るとともに、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対しては、保健・医療・福祉・保育・教育の各関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制強化を図ります。</p> <p>就労については、経済的な自立生活の基盤となることから、一般雇用につながる就労支援及び福祉的就労の場の拡充、職場の理解などの支援の強化に取組みます。</p> <p>また、障がいのある方にとって、スポーツ・レクリエーション、文化芸術、趣味や余暇活動、地域活動などの交流を通して楽しく活動ができるよう、環境づくりを推進していきます。</p>	

基本目標3	互いに尊重し、安全で安心な村づくりの推進
<p>互いに尊重し、安全で安心な村づくりを推進するには、権利が守られるとともに、障害を理由とする差別が解消され、お互いの理解が深まることが重要となることから、広報啓発活動をはじめ、福祉学習等の取組み、障がい者(児)への虐待防止に関する対策などに関する取組みを推進します。</p> <p>また、障がいのある方の社会参加を支援するため、誰もが利用しやすい道路をはじめ、公共建築物等のバリアフリー化を推進するなど、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進します。</p> <p>災害時の備えをはじめ、犯罪被害にあうことがないよう、住み慣れた地域で互いに支え合える体制づくりを推進します。</p>	

3 本計画の施策の体系

本計画の施策の体系は、以下のとおりです。

基本理念:障がい者の社会参加 地域と共に歩む きたなかぐすく		
基本目標	施策分野	基本施策
基本目標1 生活基盤の充実	施策分野1 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	(1)情報アクセシビリティの向上 (2)意思疎通支援の推進 (1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の充実・強化 (3)自立支援給付サービスの確保 (4)地域移行支援の推進 (5)地域生活支援事業の充実 (6)子育て家庭への支援の充実 (7)福祉人材の確保
基本目標2 「学ぶ」「働く」「楽しむ」環境の充実	施策分野2 自立した生活の支援・意思決定支援の充実	(1)障がいの早期発見と早期支援 (2)医療機関の情報提供及び制度の周知 (3)精神保健対策の充実
基本目標3 互いに尊重し、安全で安心な村づくりの推進	施策分野3 保健・医療の充実	(1)就学前保育・教育の充実 (2)障がい児教育の充実
	施策分野4 教育・育成の充実	(1)雇用、就労支援策の充実 (2)福祉的就労の場の拡充 (3)経済的自立への支援
	施策分野5 就労支援の強化、経済的な自立への支援	(1)障がい者団体等の活動支援 (2)スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動の推進と学習機会の充実
	施策分野6 各種活動の推進	(1)障がい者への理解の促進 (2)権利擁護と虐待の防止 (3)障がい者と相互に支え合える人・地域づくり
	施策分野7 差別の解消及び権利擁護の推進、虐待防止	(1)総合的な福祉のまちづくりの推進 (2)生活の場の確保 (3)防災・防犯対策の推進
	施策分野8 安全で安心な生活環境の整備	

第4章 施策の展開

【基本目標1 生活基盤の充実】

施策分野1:情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

<基本方針>

障がいのある人やその家族が必要な情報がわかりやすく、容易に入手できるよう取り組むとともに、意思疎通支援を担う人材の育成・確保、サービスの円滑な利用促進などコミュニケーション支援体制の構築に努めます。

(1)情報アクセシビリティの向上

	取り組み名	内容	主管課
1	障がい者に配慮した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">➢ 障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、情報通信機器の活用、声の広報等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。➢ 障がい者や障害施策に関する情報提供や緊急時における情報提供等を行う際には、障がい者に配慮した、わかりやすい情報の提供に努めます。	福祉課
2	広報誌やホームページ等による情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none">➢ 障害福祉サービスや地域生活支援事業の認知度が低い状況にあることから、障がい者支援や相談窓口等に関する情報が適宜利用者に届くよう、広報誌やホームページ、SNS 等様々な媒体を利用して情報の積極的な周知を図り、利用促進に努めます。	福祉課
3	行政情報のバリアフリー向上	<ul style="list-style-type: none">➢ 役場ホームページ等での行政情報の電子的提供においては、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブバリアフリー等の向上を図ります。	総務課 企画振興課 (各課)

(2)意思疎通支援の推進

	取り組み名	内容	主管課
1	意思疎通支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通に支障がある障がい者等との意思疎通の支援を推進します。 ◆ 意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業等)について広報誌やホームページ等を活用し、わかりやすく制度を周知 ◆ 役場窓口において、障害特性に応じた柔軟な意思疎通支援の実施 	福祉課 (各課)
2	緊急通報システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい者が緊急時に速やかに通報できるシステムの充実及び普及に努めます。 ◆ 「net119」や「緊急通報用FAX」等の普及・啓発・登録の推進 ◆ ホームページや携帯メールなど、障害の特性に応じた多様な情報伝達システムの検討・整備 	福祉課 消防本部
3	日常生活用具給付等事業(情報・意思疎通支援用具)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい者等日常生活用具給付等事業実施規程に基づき、日常生活の中で、情報・意思疎通支援に供する情報・通信支援用具などを給付します。 	福祉課

施策分野2：自立した生活の支援・意思決定支援の充実

<基本方針>

障がい者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを適切に利用することができるよう、意思決定支援を推進します。障がい者(児)及びその家族からの相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

(1)意思決定支援の推進

	取り組み名	内容	主管課
1	意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自ら意思を決定することが困難な障がい者が日常生活全般における自己決定を行えるよう、意思決定支援ガイドラインに基づき、必要な支援等が行われることを推進します。 	福祉課

(2)相談体制の充実・強化

	取り組み名	内容	主管課
1	相談支援機能の充実	➤ 障がい者支援に関する具体的な内容(地域生活支援のあり方等)については、地域自立支援協議会で検討を行うなど、支援体制の強化に努めます。	福祉課
2	相談支援事業の推進	➤ 相談支援事業所と連携し、相談の質の向上を図るほか、専門的な立場で相談・支援を行える専門員の安定的な確保に努めます。 ➤ 障がい者等の相談に基づき、適切な支援が行えるよう、関連機関との連携を強化します。	福祉課
3	重層的支援体制整備事業に向けた取り組みの推進	➤ 複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、分野や対象を問わない身近な相談窓口で、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「他機関協働」を一体的に提供する重層的支援体制整備に向けた移行準備事業に取組み、体制整備を推進します。	福祉課
4	地域における相談機能の充実	➤ 地域の身近な相談者となる民生委員・児童委員、母子保健推進員等の確保を図るとともに、適切な相談、支援が行われるよう、研修機会の確保に努めます。	福祉課
5	適切なサービス利用計画作成等の促進	➤ 障がい者個々の状況やサービス利用の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成が行われ、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取組みを行います。	福祉課

(3)自立支援給付サービスの確保

	取り組み名	内容	主管課
1	訪問系サービスの確保	➤ 訪問系サービスの提供量の確保を図るとともにサービス内容の周知を行い、必要な方がサービスを利用できるようにします。	福祉課
2	日中活動系サービスの確保	➤ 生活介護、自立訓練、就労移行支援等といった、日中活動系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。	福祉課

3	居住系サービスの確保等	➤ 共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援といった居住系サービスについて、提供量の確保を図ります。 ➤ 居住サポート事業について、事業実施について関係機関と検討を行います。	福祉課
4	補装具の普及	➤ 補装具の支給決定について、より適切な利用が行われる体制づくりを図ります。	福祉課

(4)地域移行支援の推進

	取り組み名	内容	主管課
1	地域移行支援、地域定着支援の充実と利用促進	➤ 障がい者の地域移行を推進するため、事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の充実、利用促進を図ります。	福祉課
2	グループホームの確保	➤ 障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るために、共同生活援助(グループホーム)について、関係機関と連携して提供量の確保を図ります。	福祉課
3	居住サポート事業の検討	➤ 居住サポート事業について、事業実施について関係機関と検討を行います。	福祉課
4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備	➤ 相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。	福祉課 健康保険課

(5)地域生活支援事業の充実

	取り組み名	内容	主管課
1	日常生活用具給付等事業の普及	➤ より適切な利用が行われるよう、支給決定に関し、適正な判断ができる体制づくりを図ります。	福祉課
2	グループホームの確保	➤ 障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るために、共同生活援助(グループホーム)について、関係機関と連携して提供量の確保を図ります。	福祉課
3	移動支援事業等の推進	➤ 障がい者等の外出が円滑に行われるよう、支援を行います。	福祉課
4	地域活動支援センターの推進	➤ 地域自立支援協議会等と連携し、利用者の現状とニーズを再確認し、より適切な支援ができるように努めます。	福祉課

5	生活支援事業の充実(本人活動支援事業)	➤ 障がい者やその家族の交流機会の拡充を図るため、交流できる場の確保に努めます。	福祉課
6	日中一時支援事業の推進	➤ 一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)の日中の活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図るため、本事業を推進します。	福祉課
7	地域生活支援拠点等の整備	➤ 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を有する拠点整備について、体制の整備を推進します。	福祉課
8	強度行動障害を有する方への支援体制の整備	➤ 強度行動障害を有する方への支援を図るため、支援ニーズの把握に努め、地域自立支援協議会など関係機関と連携した支援体制の整備に取組みます。	福祉課

(6)子育て家庭への支援の充実

	取り組み名	内容	主管課
1	障害児通所支援等のサービス提供の充実	➤ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援などの障害児通所支援について、事業所との連携により、量的、質的充実を図ります。	福祉課
2	発達障害支援体制の整備・充実	➤ 発達障害を早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ(年齢)や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを整備します。	福祉課 こども未来課 健康保険課 教育総務課
3	医療的ケアを必要とする障がい児への支援	➤ 医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の連携強化による対応を進めます。 ➤ 医療的ケア児の教育・保育施設等及び学校での受け入れ実施に向けて関係機関と、さらなる連携を図り、体制整備に取組みます。	福祉課 こども未来課 健康保険課 教育総務課

(7)福祉人材の確保

	取り組み名	内容	主管課
1	専門職の確保・資質向上	▶ 保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等や手話通訳士等の専門職の確保及び継続的配置、研修への参加等による資質向上を図ります。	福祉課
2	障害福祉サービス等に従事する人材の確保等	▶ 障害福祉サービスに従事する人材の確保をはじめ、育成を図るため、育成に関連する情報提供、研修機会の確保など人材確保方策の検討を行います。	福祉課

施策分野3：保健・医療の充実

<基本方針>

地域において障がいのある方が生活する上で、障害の早期発見による必要な支援へのつなぎが重要であり、医療との連携は不可欠なものです。

各種健診などの保健事業を推進し、障害の早期発見と健診後の支援体制の充実を図るとともに、障がい者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取組みます。

(1)障がいの早期発見と早期支援

	取り組み名	内容	主管課
1	新生児・乳幼児等の健康づくりの支援	▶ 乳幼児健診を実施するとともに、健診の問診や保健相談の中で、発達相談を行います。また、健診事後教室を実施し、子どもの発達特性や特徴について保護者と共有しながら支援します。 ▶ 子育て支援センターにおいて、毎月、公認心理士による発達相談を実施し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。	健康保険課 こども未来課
2	生活習慣病などの予防対策の充実	▶ 生活習慣病の予防が関連する障害の予防にもつながることについて、周知・啓発を行います。 ▶ 生活習慣病などによる障害の発生を予防するため、特定健診・特定保健指導の充実と受診率の向上に取り組みます。	健康保険課

(2)医療機関の情報提供及び制度の周知

	取り組み名	内容	主管課
1	適切な医療へのアクセス支援	▶ 障がい者(児)やその家族等が適切な医療にアクセスできるよう、広報誌やホームページ等、各種情報媒体を用いた医療機関に関する情報提供を推進します。	福祉課
2	自立支援医療の周知	▶ 適切に支給が受けられるよう、自立支援医療の対象者や指定医療機関の情報、自己負担に関する内容について広報誌やホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知を行います。	福祉課
3	重度心身障害者(児)医療費助成の周知	▶ 心身に重度の障害のある障がい者の、保健の向上と福祉の増進に資するため、保険診療による医療費等の一部を助成するとともに、広報誌やホームページ等の活用により制度の周知を図ります。	福祉課
4	特定医療費(指定難病)助成制度の周知	▶ 地域の身近な相談者となる民生委員・児童委員、母子保健推進員等の確保を図るとともに、適切な相談、支援が行われるよう、研修機会の確保に努めます。	福祉課

(3)精神保健対策の充実

	取り組み名	内容	主管課
1	精神障害者の地域移行・定着支援の推進	▶ 退院可能な精神障害者の地域への円滑な移行・定着を実現するため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方に基づき、精神障害者の退院後の支援にかかる取り組みを推進します。	福祉課
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備	▶ 相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。	福祉課

【基本目標2 「学ぶ」「働く」「楽しむ」環境の充実】

施策分野4:教育・育成の充実

<基本方針>

障がいのある児童・生徒に対し、教育関係機関と連携した特別支援教育の推進体制の充実に向けた取り組みをはじめ、放課後等デイサービス事業など放課後支援の充実に向けた取り組みを推進します。また、障害の有無に関係なく、すべての児童生徒がともに学ぶことができるインクルーシブ教育の推進に取組みます。

(1)就学前保育・教育の充実

	取り組み名	内容	主管課
1	障がい児保育の支援	<ul style="list-style-type: none">➢ 保育を必要とする状態にあり、かつ発達保障の観点において、特別に配慮が必要な児童の健やかな成長を支援するため、全ての教育・保育施設に加配保育士の配置を図り、受け入れの拡充に努めます。	こども未来課
2	就学前の発達支援 保育を必要とする児童の実態把握・支援充実	<ul style="list-style-type: none">➢ 教育・保育施設はもとより、認可外保育施設、子育て支援センターとの連携も深め、特別に配慮が必要な児童の保育状態やニーズを把握します。➢ 幼児から学校卒業までの一貫した支援に向けて、関係機関との情報共有や支援のための共通理解を進め、支援の充実に努めます。	こども未来課 福祉課 教育総務課
3	医療的ケアが必要な児童の保育体制整備	<ul style="list-style-type: none">➢ 医療的ケアが必要な児童について、保育施設で受け入れられるよう、体制整備を図ります。	こども未来課

(2)障がい児教育の充実

①特別支援教育の充実

	取り組み名	内容	主管課
1	特別支援教育体制の充実	➤ 教育においては、障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場でともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対しては、特別支援学校や村内小中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援教育コーディネーター、巡回指導員等や保護者、関係機関と連携を強化し、特別支援教育の推進体制の充実を図ります。	こども未来課
2	個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・実施	➤ 教育・保育施設はもとより、認可外保育施設、子育て支援センターとの連携も深め、特別に配慮が必要な児童の保育状態やニーズを把握します。 ➤ 幼児から学校卒業までの一貫した支援に向けて、関係機関との情報共有や支援のための共通理解を進め、支援の充実に努めます。	教育総務課 こども未来課
3	教育の場における合理的配慮	➤ 教育の場において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。	教育総務課
4	特別支援学級及び通級指導教室の充実	➤ 通常の学級担任と、特別支援学級の学級担任が児童生徒の様子などについて常に情報交換を行い、その指導の充実を促進します。 ➤ 小中学校において、通級指導教室を設置し、学校生活に適応していくための援助を行います。	教育総務課
5	交流及び共同学習の充実	➤ 障がいのある児童生徒と障害のない児童生徒が、触れ合いお互いを尊重し合う大切さを学ぶ事を目的に交流及び共同学習の充実を図ります。	教育総務課

施策分野5：就労支援の強化、経済的な自立への支援

<基本方針>

障がいのある方の雇用・就労は、自立した生活を送るための重要な要素です。

このため、村、就労支援事業所等の各機関が連携を図った支援を行うことが重要になることから、就労支援の充実に努めるとともに、公的機関による雇用の促進など、支援体制の充実を図ります。

(1)雇用、就労支援策の充実

	取り組み名	内容	主管課
1	障がい者雇用の促進	➤ 村独自の雇用サポートセンターと就労支援センターやハローワーク等の関連各所と連携を密にすることにより、障がい者の雇用促進に取り組みます。	福祉課 企画振興課
2	公的機関における雇用の促進	➤ 法定雇用率の水準を遵守し、継続的な障がい者雇用の促進に努めます。	総務課
3	障害に関する職場の理解促進、人権擁護の推進	➤ 企業等に対し、障害者雇用や実習受け入れの優良事例などの紹介を通じて、障害者雇用について理解と協力を呼びかけます。 ➤ 企業等に対し、障害特性等に関する理解を促す啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。 ➤ 障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、人権侵害等に関する相談体制の充実に努めます。	福祉課 (各課)
4	一般就労の支援体制の構築	➤ 地域自立支援協議会において、障害者雇用、定着支援等についての方向性の協議を進めます。	福祉課
5	就労移行支援と定着支援の推進	➤ 就労移行支援からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。	福祉課

(2)福祉的就労の場の拡充

	取り組み名	内容	主管課
1	就労継続支援の提供量確保	➢ 一般雇用が難しい障がい者の就労機会の確保を図るため、引き続き就労継続支援事業の支給量の確保に努めます。	福祉課
2	関係機関の連携による就労支援	➢ 地域活動支援センター利用者、就労継続支援B型事業所の利用者の村内企業への就労を促していきます。	福祉課
3	農福連携の推進	➢ 地域資源である農業を活かして取り組んでいる農福連携を継続して推進します。 ➢ 「農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業」での農福連携の推進を図っていきます。	福祉課 農林水産課

(3)経済的自立への支援

	取り組み名	内容	主管課
1	障害児福祉手当の支給	➢ 在宅の重度障害児に対し、その重度の障害によって生ずる特別の負担の軽減を図るために、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	福祉課
2	特別児童扶養手当の支給	➢ 0歳未満の身体や精神に障害のある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給を行います。	こども未来課
3	特別障害者手当の支給	➢ 在宅の重度障害者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るために、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	福祉課
4	自立支援医療の適正利用の促進	➢ 自立した日常生活に必要な医療を給付するとともに、制度の周知に努めます。	福祉課
5	重度心身障害者(児)医療費助成の推進	➢ 障がい者(児)の医療にかかる経済的負担の軽減を図るために、重度心身障害者(児)の医療費の助成と制度の周知を図ります。	福祉課
6	生活福祉資金貸付制度の周知	➢ 低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付け等を行う本事業について周知を図ります。	福祉課

施策分野6:各種活動の推進

<基本方針>

スポーツをはじめ、レクリエーション、余暇活動や文化芸術活動は、生きがいへつながることをはじめ、その活動を通して人との交流を図ることができることから、障がい者(児)が文化芸術活動やスポーツを楽しめるよう、環境づくりに取組みます。

また、障がい者(児)が地域の様々な活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取組みます。

(1)障がい者団体等の活動支援

	取り組み名	内容	主管課
1	障がい者団体等の活動支援	➤ 各種団体や機関、ホームページ等を通じて、当事者団体や家族会の活動の啓発を図ります。 ➤ 各団体等の活動について、活動資金の助成など活動を支援します。	福祉課

(2)スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動の推進と学習機会の充実

	取り組み名	内容	主管課
1	各種スポーツ大会への参加の促進	➤ 身体障害者スポーツ大会をはじめ、希望者の各種スポーツ大会への参加促進を図ります。	福祉課
2	スポーツ、レクリエーション、文化活動等の活動と学習機会の充実	➤ スポーツをはじめ、レクリエーション活動、文化芸術活動、学習機会の充実を図ります。 ◆ 手話奉仕員養成講座をはじめ各種講座の実施 ◆ スポーツサークルをはじめ、各種サークル活動	福祉課

【基本目標3 互いに尊重し、安全で安心な村づくりの推進】

施策分野7：差別の解消及び権利擁護の推進、虐待防止

<基本方針>

村民等が障がいのある方や障害への理解を深めるため、関係機関、障がい者団体などの様々な主体との連携を図りつつ、「障害者差別解消法」「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」などの周知を図るとともに、障がい者(児)の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用促進に向けた取組みの推進をはじめ、障がい者(児)への虐待防止対策に取組みます。

(1) 障がい者への理解の促進

	取り組み名	内容	主管課
1	障がいに対する理解や差別・偏見の解消を促す意識啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">➤ 村民に向けて、障害の理解を促す記事をはじめ、障がいの特性や差別の禁止、合理的配慮の提供に関する普及啓発などに関して、村の広報誌やホームページ等で効果的かつ継続的に紹介していきます。➤ 4月の発達障がい啓発週間及び9月の障害者雇用支援月間、12月の障害者週間において、各情報の掲示をはじめ、関係団体の展示会などのイベント等を開催し啓発を図ります。	福祉課
2	行政機関等における合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none">➤ 行政職員における合理的配慮の提供にかかる対応について検討するとともに、研修等による周知を図ります。	福祉課 (各課)

(2)権利擁護と虐待の防止

	取り組み名	内容	主管課
1	権利擁護の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 権利擁護を必要とする障がい者の増加に対応するため、権利擁護の体制強化について検討し、検討結果に基づいて推進します。 ➤ 障がい者の権利擁護のために、相談支援事業の充実と地域の相談員である民生委員・児童委員への情報提供、研修等により、権利擁護に関する相談と関係機関へのつなぎを強化します。 	福祉課 社会福祉協議会
2	成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用促進に向けた制度の周知をはじめ、支援体制の構築などの取り組みを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当事者や家族向けの講座や講演会の開催 ◆ 中核機関をはじめ、権利擁護支援センターひまわりなど関係機関と連携した取り組みの推進 	福祉課 社会福祉協議会
3	日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日常生活自立支援事業の利用促進を図るため、広報紙等を活用し、制度内容及び生活支援員の活動内容や意義に関する周知を図ります。 ➤ 社会福祉協議会との連携を図り、日常生活自立支援事業の推進に向けて専門員や生活支援員の確保に努めるなど、取り組みの推進を図ります。 	福祉課 社会福祉協議会
4	障がい者(児)虐待の予防や早期発見、早期対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい者(児)への虐待の防止やその早期発見のため、村の広報誌等により、村民に対し「障害者虐待の防止、障害者(児)の養護者に対する支援等に関する法律」の効果的な啓発実施に努めます。 ➤ 関係機関に対し、地域者自立支援協議会と連携して虐待防止に向けた研修等の開催及び参加の充実を図ります。 	福祉課
5	権利擁護や障害者虐待の防止に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい者の権利擁護や虐待の防止及び「障害者虐待防止法」に関して、村民への周知・理解を図るために、情報の周知を図るとともに、講演会やイベントを開催するなど、積極的な普及啓発を行います。 	福祉課

(3)障がい者と相互に支え合える人・地域づくり

	取り組み名	内容	主管課
1	福祉教育・各種研修等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 村民への福祉教育として、障がい者に対する村民の理解を深めるため、福祉まつり等を通じ、福祉に関する効果的なイベント(講演会・研修会等)の開催に向けた検討を行います。 ➤ 障がい者の権利擁護のために、相談支援事業の充実と地域の相談員である民生委員・児童委員への情報提供、研修等により、権利擁護に関する相談と関係機関へのつなぎを強化します。 	福祉課 社会福祉協議会
2	学校における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉体験、福祉講話など、学校における福祉教育について、各学校と社会福祉協議会の連携により取り組みます。 	福祉課 社会福祉協議会

施策分野8:安全で安心な生活環境の整備

<基本方針>

障がいのある人が住みたい地域や住み慣れた地域で暮らしていくためには、住まいの確保は重要な要素となります。このことから、居住支援に関する取り組みの検討をはじめ、グループホームなど多様な住まいの確保に向けた取り組みを推進します。

「沖縄県福祉のまちづくり条例」などに基づき、道路、公園をはじめ、役場庁舎などの公共施設や民間施設のバリアフリーを推進し、誰もが安心して利用しやすいまちづくりに取組みます。障がい者の災害による被害を最小限にするため、緊急時における情報伝達手段の確保をはじめ、避難支援など防災対策の推進に取組みます。

また、障がい者(児)が犯罪などの被害にあわないよう、警察や地域での見守りなどを推進し、安全で安心な生活環境の整備を推進します。

(1)総合的な福祉のまちづくりの推進

	取り組み名	内容	主管課
1	沖縄県福祉のまちづくり条例への適切な対応	<ul style="list-style-type: none">➢ 民間の特定建築物については、障がい者等の利用に配慮するように促します。➢ 新規に公共施設を整備する際には、「沖縄県福祉のまちづくり条例」への適切な対応を図ります。	福祉課
2	建築物、道路環境等におけるバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none">➢ 道路の段差解消等、道路環境におけるバリアフリーについて推進します。➢ 公共施設改修や新規整備を実施する際には、バリアフリーを推進します。➢ 身障者等用駐車場の適正利用を進めるため、障害、病気・怪我、妊娠等で移動に配慮を要する状況にある方へ利用認定証を交付する取組み(ちゅらパーキング利用証制度)の周知及び適正利用を促していきます。	建設課
3	移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none">➢ 通勤や通学をはじめ、通院だけでなく余暇活動の外出などの際の移動支援の充実を図ります。➢ 障害福祉サービスの行動援護、同行援護及び地域生活支援事業の移動支援を提供することにより、個別支援型での移動支援を行います。◆ コミュニティバスの実証運行の継続	福祉課 企画振興課

(2)生活の場の確保

	取り組み名	内容	主管課
1	グループホームの確保	➤ 障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、関係機関と連携して提供量の確保を図ります。	福祉課
2	その他住宅入居支援	➤ 居住サポート事業について、関係機関と検討します。 ➤ 住宅入居等の支援を推進するため、不動産関連事業所等との情報交換の場を設けるようにしています。	建設課

(3)防災・防犯対策の推進

	取り組み名	内容	主管課
1	防災意識の向上	➤ 地域防災計画に基づき、村民に対する防災知識の普及啓発をはじめ、子どもや若者も参画しやすい防災講話や防災訓練等を実施します。 ➤ 地域住民に対し、自主防災組織の必要性と結成支援を促進するとともに、地域における防災訓練の実施に取組みます。	総務課
2	緊急時の対応システムの充実	➤ NET119をはじめ、緊急時に速やかに通報できるシステムの充実及び普及に努めるとともに、村ホームページ、メール119・FAXなど、障害の特性に応じた多様な情報伝達システムを検討します。	福祉課 消防本部
3	福祉避難所の確保	➤ 村内福祉施設との協定締結など、障がい者等が利用できる福祉避難所の確保に努めます。	福祉課 総務課
4	防犯対策の推進	➤ 国民生活センター等の提供している消費者啓発活動の周知を図ります。 ➤ 防犯上の安全確保に必要な情報提供を警察及び関係機関と連携して、当事者への周知を図ります。	福祉課 総務課

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要

(1) 障害者総合支援法・児童福祉法の改正

平成25年4月、障害者自立支援法に代わる新たな法として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」：通称「障害者総合支援法」が施行されました。同法では、施行後3年をめどとして、障害福祉サービスのあり方等について検討するということから、国の社会保障審議会障害者部会における検討結果に基づき、平成28年5月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

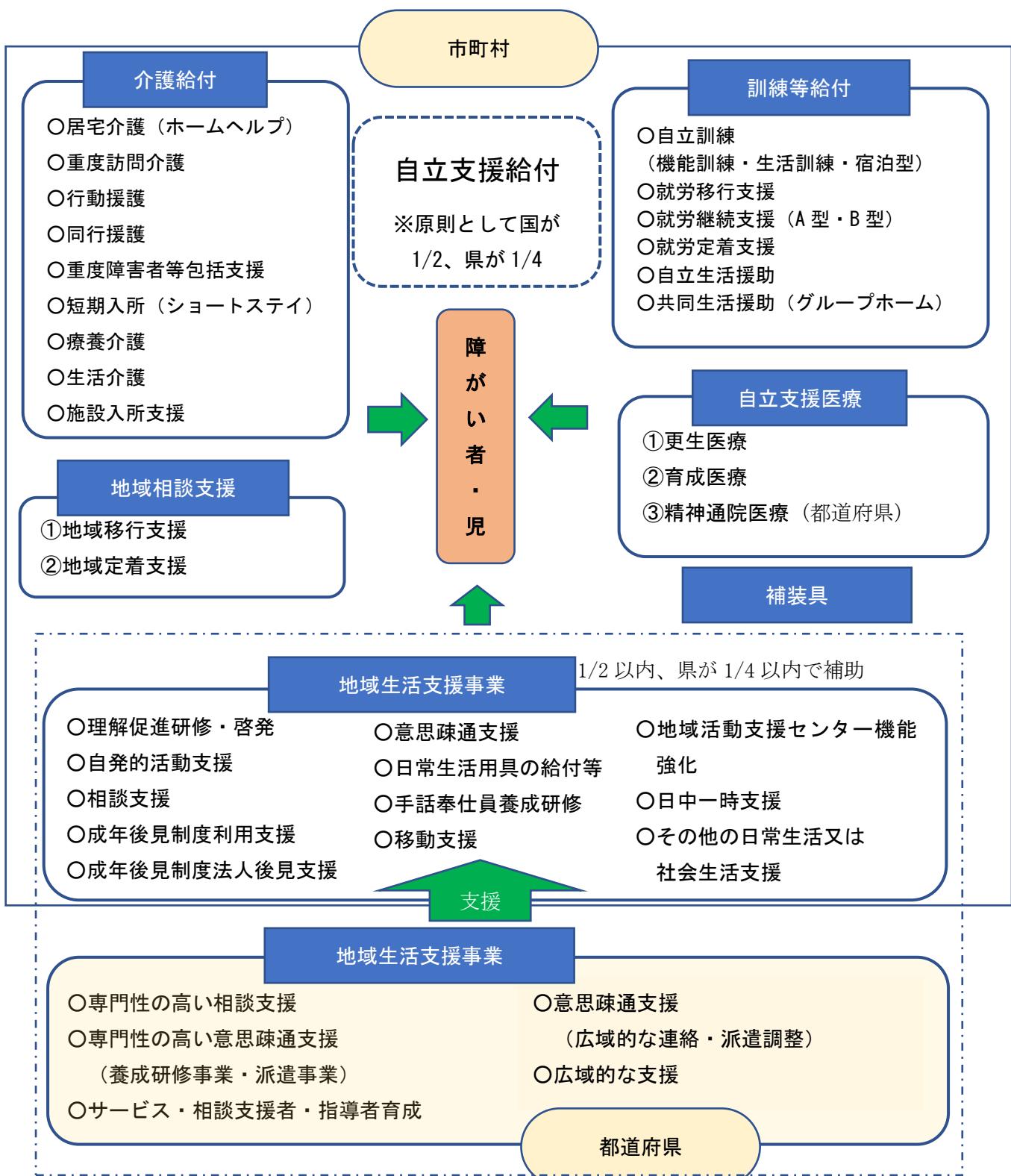
平成30年4月から施行された同改正法では、障がい者の望む地域生活を支援するための新たなサービスとして、「自立生活支援」や「就労定着支援」の新設が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が行われました。加えて、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るとして「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大が行われるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市町村においても「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

令和3年4月に施行された同改正法では、猛威を振るった新型コロナウイルスなどの感染症や災害発生時においても障害福祉サービス等が継続して提供できるような体制づくりや、障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行、地域生活の支援などの取り組みをはじめ、医療的ケア児への支援等障がい児支援の推進などが盛り込まれました。

村は、一連の制度改革に的確に対応し、障がい者や障がい児が自分らしく地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスのほか、必要となる施策の充実や環境の整備を図っていきます。

(2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉計画において、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業を本村の状況に応じて適切に実施します。



【指定障害福祉サービスの概要】

サービス名		サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設等で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）のうち、精神障がい又は知的障がいのある人に、居室等の設備の利用とともに日常生活能力向上のための支援、生活に関する相談、助言等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の工場のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型) (B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等の支援を行います。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他必要な日常生活上の援助を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【地域生活支援事業の概要】

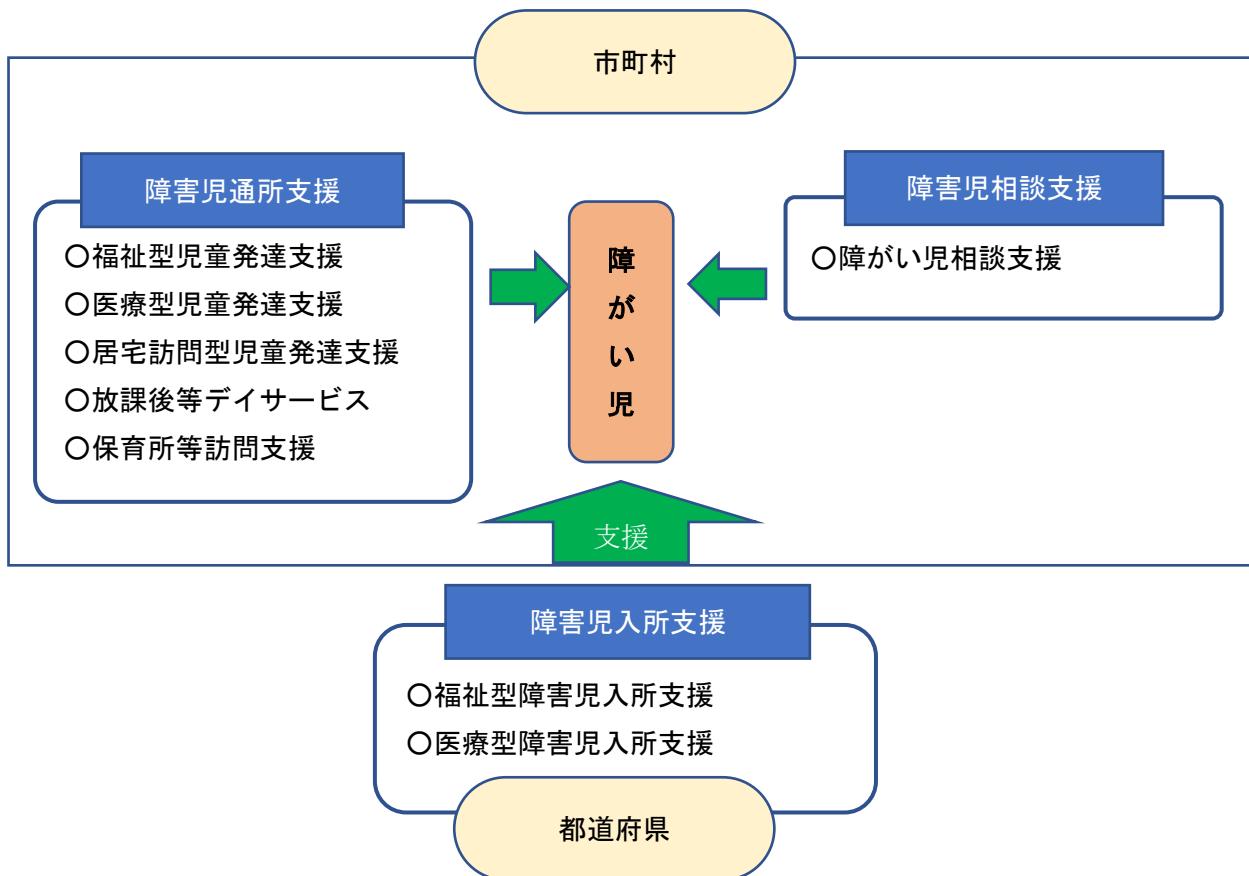
事業名	事業の内容
地域生活支援事業	① 理解促進研修・啓発事業 障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行い、地域社会への働きかけを強化します。
	② 自発的活動支援 障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	③ 相談支援事業 障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、地域自立支援協議会等を通じ、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	④ 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用支援を行います。
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整えるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	⑥ 意思疎通支援事業 聴覚・言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要筆記等を行う者の派遣等を行います。
	⑦ 日常生活用具給付等事業 障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付又は貸与を行います。
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業 手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
	⑨ 移動支援事業 屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立支援及び社会参加を促します。
	⑩ 地域活動支援センター機能強化事業 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を強化し、在宅障がい者に対し機能訓練や社会適応訓練等を行います。
任意事業	必須事業①～⑩の他、地域の実情に応じて、障がい者等が自立した生活及び社会生活等を営むことができるよう必要な事業を行います。

【補装具】

身体障がい者の失われた身体機能を補い、または代替し、かつ、長期的に渡り継続して使用される用具（補装具）の購入費や修理費を支給します。また、平成30年4月から補装具の貸与も開始します。

(3) 児童福祉法に基づく児童通所支援等の体系

児童福祉法に基づき、障がい児福祉計画において児童通所支援等を本村の状況の応じて適切に実施します。



【指定障害児通所支援等の概要 1】

	支援名	支援の内容
障害児通所支援	福祉型児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた肢体不自由児に、児童発達支援及び治療等の支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他の必要な支援を行います。 ※平成30年4月新設
	放課後等デイサービス	小・中・高生を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、特別支援学校に在籍する児童に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【指定障害児通所支援等の概要 2】

障 害 児 入 所 支 援	福祉型障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。 ※実施主体は、都道府県になります。
	医療型障害児入所支援	指定医療機関に入院する障がい児に、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。 ※実施主体は、都道府県になります。
相 障 談 支 援 児 援	障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障がい児又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。

【指定障害福祉サービス】 ※障がい児が利用可能である主なサービスを抜粋

サービス名		サービスの内容
介 護 給 付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設等で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【地域生活支援事業】 ※障がい児が利用可能である主なサービスを抜粋

事業名		事業の内容
地 域 生 活 支 援 事 業	① 相談支援事業	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、地域自立支援協議会等を通じ、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	② 日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付又は貸与を行います。
	③ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立支援及び社会参加を促します。
	任意事業	必須事業の他、地域の実情に応じて、障がい者等が自立した生活及び社会生活等を営むことができるよう必要な事業を行います。

【補装具】

身体障がい者の失われた身体機能を補い、または代替し、かつ、長期的に渡り継続して使用される用具（補装具）の購入費や修理費を支給します。また、平成30年4月から補装具の貸与も開始します。

2 目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標値】

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	29 人	令和4年度末 (R5.3.31現在) の入所者数
目標年度入所者数(B)	28 人	令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	1 人 (3%)	C=A-B=E-D (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	1 人	令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込み
退所者数(E)	2 人	令和6年～令和8年度末までの退所者の見込み
地域移行目標数(F)	2 人 (7%)	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

【方策】

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域支援体制の構築を推進します。
- 災害対策等を通じて、地域住民の障害理解等に取り組み、また、事業者側にも地域交流を促し、地域移行する障がい者が不安なく移行できるよう取り組みます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

事 項	設置方法	設置時期			備 考
		R6 年	R7 年	R8 年	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置			設置	国指針：市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【設置方法】

村地域自立支援協議会内のワーキンググループ（なかきたWG）を活用し、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築に取り組む。

事 項	回数又は人数			備 考
	R6年	R7年	R8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	15人	15人	15人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	年間の開催回数の見込み

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

事 項	整備区域	設置時期	整備手法	備 考
地域生活支援拠点の整備	単独設置	令和8年	面的整備	5機能 ((1)相談、(2)緊急時の受入対応、(3)体験の機会と場、(4)専門的人材の確保と育成、(5)地域の体制づくり) のうち、未整備の(3)、(4)、(5)及びコーディネーターの配置（1名）を整備する目標年度

事 項	回数			備 考
	R6年	R7年	R8年	
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討（年間回数）	2	2	2	地域自立支援協議会を活用し検証する予定。 国指針：各市町村及び各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 強度行動障害者への支援体制の整備

事 項	整備 区域	設置 時期	備 考
強度高度障害者への支援体制の整備	単独設置	令和8年	相談支援部会において、事業者との連絡会開催などの方法により意見交換の場を設置し、関係機関との連携を図る。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

【目標値】

①福祉施設から一般就労への移行数

事 項	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	2人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	3人 (1.50倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

②令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	1人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2人 (2.00倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

③就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

事 項	数 値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	0カ所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	0カ所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

④令和 8 年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数	1 人	令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の利用者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	2 人 (2.00 倍)	令和 8 年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和 3 年度末の 1.29 倍以上 (29% 以上) の増加)

⑤令和 8 年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	0 人	令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の利用者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	1 人 (---倍)	令和 8 年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和 3 年度末の 1.28 倍以上 (28% 以上) の増加)

⑥就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和 3 年度における就労定着支援事業の利用者数	2 人	国指針：令和 3 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
令和 8 年度における就労定着支援事業の利用者数	3 人	国指針：就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度実績の 1.41 倍以上 (41% 以上) とすることを基本とする。
令和 8 年度末の管内就労定着支援事業所数 (見込み)	0 か所	令和 8 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 (現在事業所数 0 のため見込数不明)
令和 8 年度末における就労定着率が 7 割以上の就労	0 か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上

※ 就労定着率：過去 6 年間の就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

・就労移行について

○同サービス提供における、支援内容や指導スキルに問題がある事業所が多い現状にあるため、県及び圏域における実地指導や近隣市町村とも連携し、事業者へ質の向上へ向けた指導体制を強化する。

○障がい者雇用に対する民間企業や住民等の理解を促進して、国や県、事業所と連携し障がいのある方の一般就労率の向上に取り組む。

・就労定着支援について

○就労定着支援の利用期間中においても、今まで関わってきた障害福祉サービス以外の関係機関もフォローアップに入れるように支援体制の構築に努める。

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事 項	設置方法	設置時期			備 考
		R6年	R7年	R8年	
児童発達支援センターの設置	圏域設置	—	—	未定	国指針:各市町村に少なくとも1箇所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

【設置方法】

本村では、児童発達支援センターの村単独設置は厳しいため、相談支援部会の事業所連絡会を活用し、障害児通所事業所、障害児相談支援事業所その他関係機関との協力体制の構築に取り組む。

②保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

事 項	構築方法	構築時期			備 考
		R6年	R7年	R8年	
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	下記に記載	実施	—	—	国指針：令和8年度末までに、すべての市町村において、体制を構築

※国指針補足：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【構築方法】

相談支援部会の事業所連絡会などを活用し、障害児相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所、学校その他関係機関と連携した体制整備を図る。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事 項	確保方法	確保時期			備 考
		R6年	R7年	R8年	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域確保	—	—	○	国指針：各市町村に少なくとも1箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

【確保方法】

重症心身障がい児を受け入れる同事業所の確保については、村単独での確保が非常に厳しい現状にあるため、近隣市町村とも協力し、早期確保に努めます。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

事 項	設置方法	設置時期 ※			備 考
		R6年	R7年	R8年	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	—	実施	—	国指針： 令和8年度までに確保。

※（国指針補足）各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。

【設置方法】

相談支援部会の事業所連絡会を活用し、障害児相談支援事業所、学校その他関係機関と連携し体制整備を図ります。

また、協議の場設置後、コーディネーターの配置に取り組みます。

事 項	設置人数	配置時期及び人数			備 考
		R6年	R7年	R8年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	—	—	1人	

(7) 相談支援体制の充実・強化等

事 項	実施時期			備 考
	R6 年	R7 年	R8 年	
1. 基幹相談支援センターの設置			未定	設置の場合は、単独設置を想定
2. 地域の相談支援体制の強化				
① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援従事所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			未定	国指針：令和 8 年度までに設置
② 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			未定	
③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			未定	
④ 個別事例の支援内容の検証の実施回数			未定	
⑤ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数				
3. 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善				
① 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	2 回	2 回	2 回	
② 参加事業者・機関数	10 事業所	10 事業所	10 事業所	
③ 協議会の専門部会の設置数	3 部会	3 部会	3 部会	
④ 協議会の専門部会の実施回数（頻度）	6 回	6 回	6 回	

※ 国指針補足：令和 8 年度までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法】

- 基幹相談支援センターとしての機能を障害福祉主管課において構築・実施することを目標とし、人材及び財源確保のめどが立った段階で基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 相談支援体制強化に向けた、関係相談支援事業所との連絡会等を開催します。
- 村直営の相談員及び委託相談員の専門的人材育成に向けた研修会等へ参加します。

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事 項	参加時期及び人数			備 考
	R6 年	R7 年	R8 年	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1 人	1 人	1 人	障害福祉サービス担当職員数

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事 項	構築方法	構築時期			備 考
		R6 年	R7 年	R8 年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の構築	下記に記載	—	—	○	

【具体的な構築方法】

現在、障害福祉サービスの質の向上を目的とし、障害福祉サービス指導検査業務を中部の 9 市町村共同で行っており、これらの市町村において体制構築を行えるよう検討します。

事 項	回数			備 考
	R6 年	R7 年	R8 年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）	—	—	2 回	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

(9) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援に関する次の①、②及び③それぞれの目標等については、関連項目「第2章 5. 地域生活支援事業 (3) 地域生活支援促進事業の見込み量」において詳細を説明します。

- ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ②ペアレントメンターの人数
- ③ピアサポートの活動への参加人数

3 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービスの見込み量

本村の障害福祉サービスの第6期実績と第7期の見込み量は以下の通りです。

障がい福祉計画		第6期計画			第7期計画		
サービス種別	活動指標	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
訪問系	居宅介護（乗降介助除く） 【時間分】	利用者数 利用量	35 550.5	31 515	34 522	34 522	34 522
	重度訪問介護 【時間分】	利用者数 利用量	2 597	2 511.5	2 600	2 600	2 600
	行動援護 【時間分】	利用者数 利用量	2 57.5	3 49.5	3 52	3 52	3 52
	同行援護 【時間分】	利用者数 利用量	2 30	2 20.5	2 20	2 20	2 20
	重度障害者等包括支援 【時間分】	利用者数 利用量	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	生活介護 【人日分】	利用者数 利用量	55 1118	54 1135	56 1160	54 1160	54 1160
	自立訓練（機能訓練） 【人日分】	利用者数 利用量	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	自立訓練（生活訓練） 【人日分】	利用者数 利用量	2 44	1 10	2 19	2 19	2 19
	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	2	1	1	1	1
	就労選択支援 【人日分】	利用者数 利用量	0 0	0 0	0 0	3 52	3 52
日中活動系	就労移行支援 【人日分】	利用者数 利用量	1 20	4 66	7 120	7 120	7 120
	就労継続支援A型 【人日分】	利用者数 利用量	19 379	19 401	19 390	19 390	19 390
	就労継続支援B型 【人日分】	利用者数 利用量	48 819	57 972	60 990	63 1040	66 1090
	就労定着支援	利用者数	1	0	1	1	1
	短期入所（福祉型） 【人日分】	利用者数 利用量	11 62	13 77	12 96	12 96	12 96
	短期入所（医療型） 【人日分】	利用者数 利用量	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	療養介護【人分】	利用者数	3	4	4	4	3
	自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	0
	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	0	0
	共同生活援助（GH）【人分】	利用者数	24	22	23	23	25
居住支援・施設系	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	12	11	12	12	13
	施設入所支援【人分】	利用者数	24	25	26	26	25
	計画相談支援【人分】	利用者数	52	46	46	48	50
	地域移行支援【人分】	利用者数	0	0	0	1	1
	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	1	1
相談支援	地域定着支援【人分】	利用者数	0	0	0	1	1
	※ うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	0	1	1

(2) 個別の障害福祉サービスについて

■訪問系サービス

① 居宅介護（乗降介助除く）

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等（車の乗降介助を除く）のサービスを供与します。

年度末の居宅介護利用者及び利用実績にバラつきがありますが、支給決定者数に大きな増減がないため、今後も横ばいで推移するものと見込みます。

居宅介護 (乗降介助除く)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	35	31	34	34	34	34
利用量【時間分】	550.5	515	522	522	522	522

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出における移動支援などを総合的に支援します。

これまで毎年 2 名の利用実績があるため、今後も同様に 2 名の利用を見込みます。また、利用量については、現在支給決定を受けている者の生活状況等を踏まえ、横ばいで推移するものと見込みます。

重度訪問介護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	2	2	2	2	2
利用量【時間分】	597	511.5	600	600	600	600

③ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で、常時介護を要する方を対象に、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を供与します。

現支給決定者数は 3 名で今年度の利用者の増加の見込みがないため、しばらくは横ばいで推移するものと見込みます。

行動援護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	3	3	3	3	3
利用量【時間分】	57.5	49.5	52	52	52	52

④ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難のある障がい者等の外出に同行し、移動の援護を供与します。

近年の実績は、毎年 2 名の利用があり、増加の見込みがないことから、現在の利用者数・利用量が横ばいで推移するものと見込みます。

同行援護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	2	2	2	2	2
利用量【時間分】	30	20.5	20	20	20	20

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に居宅介護等福祉サービスを包括的に供与します。

これまでの利用実績はなく、今後も見込みはないと想定されますが、要望があった際は、サービス提供に向けた検討を行います。

■日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ又は食事の介護を行うとともに創作的な活動又は生産活動の機会を提供します。

実績は、利用者・利用量ともに横ばい状態で、引き続き横ばいで推移するものと見込みます。

生活介護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	55	54	56	54	54	54
利用量【人日分】	1118	1135	1160	1160	1160	1160

②自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能を向上させるために必要な訓練などを行います。

これまでの実績はなく、今後も見込みはないと想定されますが、要望があった際は、サービス提供に向けた検討を行います。

③自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活機能を向上させるために必要な訓練を行います。

実績では令和4年度にかけて利用者数・利用量が減ったものの、現在の支給決定状況より、横ばいで推移するものと見込まれます。

自立訓練 (生活訓練)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	1	2	2	2	2
利用量【人日分】	44	10	19	19	19	19
（再掲）精神障害者の利用者数	2	1	1	1	1	1

④就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し

て、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するもので、令和7年度から始まる予定の支援です。

新たに始まるサービスであることから、どのタイプの就労形態が適しているか必要なアセスメントを行っており、就労移行支援の利用者数を参考に、次のとおり見込んでいます。

就労選択支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	0	0	0	0	3	3
利用量【人日分】	0	0	0	0	52	52

⑤就労移行支援

一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

利用状況について、令和3年度まで減少していましたが、令和4年度より増加し、現時点で増加の見込みがないことと、標準利用期間もあり、利用者の出入りがあるため、計画期間中は横ばい傾向となる見込みです。

就労移行支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	1	4	7	7	7	7
利用量【人日分】	20	66	120	120	120	120

⑥就労継続支援（A型：雇用型）

企業等に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な障がい者に対し、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労に向けた支援を行います。

利用状況について、横ばいで推移していますが、問合せもあることから、横ばいで推移するものと見込みます。

就労継続支援A型	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	19	19	19	19	19	19
利用量【人日分】	379	401	390	390	390	390

⑦就労継続支援（B型：非雇用型）

企業等への一般雇用が難しい障がい者等に対し、雇用契約はせずに生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、必要な支援を行います。

利用状況は、平成30年度から令和元年度にかけて急増しましたが、令和3年度以降緩やかになっていくが増加している状況から、今後も増加するものと見込まれます。

就労継続支援B型	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	48	57	60	63	66	69
利用量【人日分】	819	972	990	1040	1090	1140

⑧就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等の支援を行うサービスです。平成30年度より開始した事業で、令和3年度と令和5年度に1名ずつの実績があったため、毎年1名程度の利用があるものと想定します。

就労定着支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	1	0	1	1	1	1

⑨短期入所（福祉型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により福祉施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護等を供与します。

利用状況は増加傾向にあり、今後とも増加は続くものと想定されます。

居宅において、介護を必要とする者の疾病（遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する者及び重症心身障害児・者等）その他の理由により病院、診療所、介護老人保健施設へ短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護、治療等を供与します。

実績では令和3年度から令和5年度平均で12名の利用実績があったため、今後も横ばいで推移するものと想定します。

短期入所（福祉型）	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	11	13	12	12	12	12
利用量【人日分】	62	77	96	96	96	96

⑩短期入所（医療型）

医療施設に短期入所するサービスは、令和2年度以降利用実績がありませんでしたが、過去の利用実績も踏まえ、要望があった際は、サービス提供を行います。

⑪療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

現在、4名の利用者がおり、今後も横ばいで推移するものと想定されますが、地域移行に向けた取り組みも踏まえ、最終年度は1名減を見込んでいます。

療養介護	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数【人分】	3	4	4	4	4	3

■居住支援・施設系サービス

①自立生活援助

施設入所支援や行動生活援助を利用していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

平成30年度に新設された事業であり、地域への移行促進を目指して、援助を行うものとします。現在のところ利用実績がなく、必要に応じてサービスを提供します。

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他必要な日常生活上の援助を行います。

令和4年度に一旦減少したものの、利用は今後も増加するものと見込まれます。

共同生活援助 (グループホーム)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	24	22	23	23	23	25
(再掲) 精神障害者 の利用者数	12	11	12	12	12	13

③施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現在、26名の利用者がおり、今後も現状維持で推移するものと想定されます。

施設入所支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	24	25	26	26	26	25

■指定相談支援

①計画相談支援

サービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整のうえ、計画を作成します。また、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

現在、障害福祉サービス利用者は全体的に微増ですが、各年度末時点で平均48名前後の利用者があり、すべての障害福祉サービス利用者に計画相談支援が提供出来るよう、利用者の利用状況に応じ給付の標準化を図ります。

計画相談支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	52	46	46	48	50	52

②地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行います。

直近の実績はないものの、相談状況を踏まえ、令和6年度以降1名ずつの利用を見込みます。

地域移行支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	0	0	0	1	1	1
(再掲) 精神障害者 の利用者数	0	0	0	1	1	1

③地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

地域移行支援同様、令和6年度以降1名ずつの利用を見込みます。

地域定着支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	0	0	0	1	1	1
(再掲) 精神障害者 の利用者数	0	0	0	1	1	1

(3) サービス見込みの量確保の方策

障害者総合支援法の改正により、計画相談の利用増加が予想される中、就労定着支援や自立生活援助などの新しいサービスも開始され、制度について、関係機関への周知・調整により、円滑な提供が図られるように推進します。

利用者に対して、法改正により、変更になったサービス、追加されたサービスについて周知・広報を徹底し、情報の提供等を行います。

4 障害児通所給付費等

(1) 障害児通所給付費等の見込み量

本村の障害児通所給付費の第2期実績からみた18歳未満の児童におけるサービス実績と第3期障がい児福祉サービスの見込み量は以下の通りです。

障がい児福祉計画		第2期計画			第3期計画			
サービス種別		活動指標	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
児童	児童発達支援	利用者数	27	27	27	27	27	27
		利用量【人日分】	339	349	350	350	350	350
	医療型児童発達支援	利用者数	1	1	1	1	1	1
		利用量【人日分】	3	5	5	5	5	5
	放課後等デイサービス	利用者数	57	67	79	84	89	94
		利用量【人日分】	739	871	967	1106	1172	1238
	保育所等訪問支援	利用者数	2	1	3	3	3	3
		利用量【人日分】	2	2	6	6	6	6
	居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	1	1	1	1	1
		利用量	0	9	4	5	5	5
	障害児相談支援【人分】	利用者数	23	22	25	26	27	28

(2) 個別の障害児通書給付費等について

① (福祉型) 児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

近年、利用状況は増加傾向にありますが、小学校就学により後に説明する「放課後等デイサービス」への移行もあるため、今後は横ばいで推移するものと想定します。

児童発達支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	27	27	27	27	27	27
利用量【人日分】	339	349	350	350	350	350

②医療型児童発達支援

理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた肢体不自由児に、児童発達支援及び治療等の支援を行います。

現在、1名の利用児童がおり、今後も横ばいで推移するものと想定します。

医療型児童発達支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	1	1	1	1	1	1
利用量【人日分】	3	5	5	5	5	5

③放課後等デイサービス

小・中・高生を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

利用状況は増加傾向にあり、今後もその傾向は続くものと想定され、対応の充実を図ります。

放課後等デイサービス	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	57	67	79	84	89	94
利用量【人日分】	739	871	967	1106	1172	1238

④保育所等訪問支援

保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、特別支援学校に在籍する児童に対し、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

現在、3名前後の利用者がおりますが、新規利用者と終了者の推移から横ばいで推移するものと想定します。

保育所等訪問支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	2	1	3	3	3	3
利用量【人日分】	2	2	6	6	6	6

⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他の必要な支援を行います。

平成30年度から開始されたサービスで、本村において令和4年度に1名の利用実績があったため、今後1名の利用があるものと見込みます。

居宅訪問型児童発達支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	0	1	1	1	1	1
利用量【人日分】	0	9	4	5	5	5

⑥障害児相談支援

障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障がい児又はその保護者の意向その他の状況を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。

現在、障害児通所給付の利用者は全体的に若干増加しているため、すべての障害児通所給付利用者に障害児相談支援が提供出来るよう、利用者の利用状況に応じ給付の平準化を図ります。

障害児相談支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
利用者数	23	22	25	26	27	28

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景として、N I C U 等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。

このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとして、平成 28 年度から開始されました。

体制整備の時期や配置人数等については、第 2 章 2 (5) 障がい児支援の提供体制の整備等「④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を参照ください。

なお、令和 5 年 4 月 1 日時点の医療的ケア児の人数は次の通りです。

0歳以上～3歳未満	3歳以上～6歳未満	6歳以上～18歳未満	合計
1	0	3	4

(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の見込み

子ども・子育て支援事業に基づく施設における障がい児の見込み数は、令和元年度末の実績に基づき、児童数の増加より勘案して次の通りです。

事 項	令和4年度末 の実績 (人)	利用ニースを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	12	13	13	13
認定こども園	8	13	13	13
放課後児童健全育成事業	10	10	10	10
幼稚園	9	8	8	8

(4) サービス見込み量確保の方策

居宅訪問型児童発達支援など新設された障がい児サービスを含め、利用者に対する各サービスの周知・広報に努めるとともに、事業所等の関係機関への周知、制度の説明を図り、提供量の確保、質の確保ができるよう努めます。

5 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の見込み量

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいくための支援として、地域生活支援事業を実施します。本村が、今期、取り組む事業と見込み量は以下の通りです。

地域生活支援事業 事業名	第6期計画			第7期計画		
	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0
(2) 自発的活動支援事業	実施見込み箇所数	3	1	2	2	2
	実利用見込み者数	18	4	12	12	12
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	0	0	0	0
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	3	3	3	3	3
	実利用見込み者数	106	157	250	300	300
③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0
	実利用見込み者数	0	0	0	0	0
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1	1	1	2	2
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	0	0	0	1	1
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数を記載	実利用見込み者数	16	21	35	35	35
	② 手話通訳者設置事業 ※ 実設置見込み者数を記載	実施見込み箇所数	0	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業 ※ 納付等見込み件数を記載						
① 介護・訓練支援用具	実利用見込み者数	0	1	2	2	2
	② 自立生活支援用具	実利用見込み者数	3	4	4	4
	③ 在宅療養等支援用具	実利用見込み者数	0	6	5	5
	④ 情報・意思疎通支援用具	実利用見込み者数	1	0	1	1
	⑤ 排泄管理支援用具	実利用見込み者数	177	173	190	190
	⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用見込み者数	0	0	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載	実利用見込み者数	4	13	13	13	13
(9) 移動支援事業	実利用見込み者数	18	14	14	14	14
	延利用見込み時間数	1,470	1,597	1,600	1,600	1,600
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	25	17	23	23	23
(11) その他の任意事業						
【任意事業】ア. 日中一時支援事業	実施見込み箇所数	21	21	21	21	21
	実利用見込み者数	17	15	18	18	18
【任意事業】イ. 日常生活訓練等支援事業（放課後支援）	実利用見込み者数	1	1	1	0	0
【任意事業】ウ. レクリエーション活動等支援（スポーツ・レクリエーション教室開催等）	延利用見込み者数	90	87	150	200	200
【任意事業】エ. 文化芸術活動振興	延利用見込み者数	0	0	50	80	100
【任意事業】オ. 点字・声の広報等発行	実施（発行）回数	10	15	15	15	15

(2) 個別の地域生活支援事業について

■必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行い、地域社会への働きかけを強化します。

現在の実績はありませんが、今後実施を検討します。

なお、任意事業「社会参加支援・レクリエーション等活動支援事業」において、障がい理解の促進と啓発を図る活動を併せて実施しております。

理解促進研修 ・啓発事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0
実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0

② 自発的活動支援事業

障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

現在、2箇所で12名程度の利用があり、今後もその状況は継続するものと想定します。

自発的活動支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	3	1	2	2	2	2
実利用見込み者数	18	4	12	12	12	12

③ 相談支援事業

障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助、虐待の防止や早期発見等を行います。また、地域自立支援協議会等を通じ、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

本事業には「ア.障害者相談支援事業（基幹相談支援センター）」「イ.基幹相談支援センター等機能強化事業」「ウ.住宅入居等利用支援事業」の3種がありますが、本村は「障者相談支援事業」と「基幹相談支援センター等機能強化事業」の見込みを表示します。

なお、基幹相談支援センターの設置及び住宅入居等支援事業の実施については、相談支援体制や今後のニーズ等を基に検討します。

相談支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1

相談支援事業 基幹相談支援センター 等機能強化事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	3	3	3	3	3	3
実利用見込み者数	106	157	250	300	300	300

【地域自立支援協議会】

障がい福祉関係者による、地域におけるネットワークづくり及び支援サービスの体制に関する協議を行います。村では平成 20 年度より設置されています。相談支援部会を定期的に開催するほか、ケース会議などを今後実施するなど、協議会の充実を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利擁護である成年後見制度の利用の際、必要となる費用について、負担が困難な人に費用助成を行います。

現在、報酬助成で 1 件程度の利用がありますが、令和 2 年 3 月に設置した「中核機関」を中心に制度の利用促進を図っていることから、申立費用助成及び報酬助成それぞれで今後少しづつ増加するものと想定します。

また、同事業を含めた成年後見制度の普及啓発も併せて取り組みます。

成年後見制度 利用支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用見込み者数	1	1	1	2	2	2

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等を適正に執行できる法人の確保は、広く本事業を推進する上において有効な事業です。

現在、1 法人の指定が見込まれており、数名の利用が想定されています。今後は、利用者の増加を目指して推進します。

成年後見制度 法人後見支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
実利用見込み者数	0	0	0	1	1	1

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人と意思疎通を仲介するために、手話通訳や要筆記等を行う者の派遣等を行います。

令和 2 年以降の新型コロナ禍で派遣依頼が減ったものの、今後は新型コロナ禍前の状況まで増えるも

の想定されます。なお、手話通訳者は県（他市町村を含む）からの派遣で対応しており、今後も村単独の設置予定はありません。

意思疎通支援事業 手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用見込み者数	16	21	35	35	35	35

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付又は貸与を行います。

用具には、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排せつ管理支援用具」「居宅生活動作補助用具（住宅改修含む）」などがあります。

それぞれの見込みは、これまでの実績をもとに見込んでいます。なお、排泄管理支援用具については、8割以上の方が年2回利用しているため、利用見込み件数は、下記実利用者数の180%ほどの数値となります。

日常生活用具給付等事業 (※給付等見込み件数)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
① 介護・訓練支援用具	0	1	2	2	2	2
② 自立生活支援用具	3	4	4	4	4	4
③ 在宅療養等支援用具	0	6	5	5	5	5
④ 情報・意思疎通支援用具	1	0	1	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	177	173	190	190	190	190
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	1	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙（ごい）及び手話表現技術を習得する者を養成します。

登録者数は、令和2年からの新型コロナ禍で減少したものの、令和4年度から13名程度まで増加し、今後も13名程度を目標に養成します。

手話奉仕員養成 研修事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	4	13	13	13	13	13

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立支援及び社会参加を促します。

令和5年度は14名の利用があり、今後も横ばいで推移する見込みです。

移動支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実利用見込み者数	18	14	14	14	14	14
延利用見込み時間数	1,470	1,597	1,600	1,600	1,600	1,600

⑩ 地域活動支援センター

創動的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を強化し、医療・福祉等の連携を図りながら、在宅障がい者の地域における「居場所」として過せるよう支援を行います。

現在、村内事業所の1か所をセンターとして指定しており、令和5年度は23名の利用見込みがあり、今後も村内事業所での支援を想定します。

地域活動支援センター 等機能強化事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
実利用見込み者数	25	17	23	23	23	23

⑪ その他の任意事業

ア) 日中一時支援事業

障がい者(児)に日中活動の場を提供するとともに、介助者等の就労や一時的な休憩促進を図ります。令和5年度は18か所で21名の利用実績見込みがあり、今後は実施箇所、利用者数とともに横ばいで推移する見込みです。

日中一時支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	21	21	21	21	21	21
実利用見込み者数	17	15	18	18	18	18

イ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（社会福祉協議会：委託）

障がいがあってもできるスポーツを普及するためにスポーツ教室を開催したり、障がいのある方同士の交流を図るレクリエーション、合同スポーツ大会等を実施し、社会活動に積極的に参加することで自立支援を図る事業です。

コロナ禍で利用者数が減少していましたが、令和5年度には、約150名の参加が見込まれ、今後も同様に推移するものとして見込みます。

レクリエーション 活動等支援事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
延利用見込み者数	90	87	150	200	200	200

ウ) 文化芸術活動振興事業（社会福祉協議会：委託）

障がい者の文化・芸術活動を進行するため、障がい者の作品展や音楽会など文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業です。

コロナ禍で令和4年度まで実施できませんでしたが、令和5年度は延べ50名の利用実績が見込まれ、今後は増えていくものと見込まれます。

文化芸術活動振興事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
延利用見込み者数	0	0	50	80	100	100

エ) 点字・声の広報等発行（社会福祉協議会：委託）

文字による情報入手が困難な障がい者の情報保障と社会参加を促進するため、地域生活をする上で必要度の高い情報を点訳、音訳等わかりやすい方法で提供する事業です。

令和5年度は15名の利用が見込まれ、今後も横ばいで推移する想定です。

点字・声の広報等 発行事業	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施（発行）回数	10	15	15	15	15	15

（3）地域生活支援促進事業の見込み量

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいくための支援として、地域生活支援事業を実施しておりますが、これらのほか、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図り、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができるよう、地域生活支援促進事業を実施します。

そのうち、今期本村が取り組む事業と見込み量は以下の通りです。

① 障害者虐待防止対策支援事業

この事業は、障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村障害者虐待防止センター等の体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ることを目的としています。

過去には、残念ながら虐待通報等がありましたら、関係機関との連携を強化し、虐待が起こらないことを願い、利用者数の目標値はすべて0人としています。

また、養護者及びサービス提供事業所従事者による高齢者・障がい者虐待防止に資する地域づくりを推進するため、村内の高齢者・障がい者福祉に関する職務に従事する者や関係機関等による「高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク（仮称）」の設置に向けて取り組みます。

障害者虐待防止事業 市町村虐待防止センター の体制整備	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
実利用見込み者数	0	3	3	0	0	0

② 発達障害児者及び家族等支援事業

この事業は、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行うことで、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図るものです。そのうち、保護者による子どもの得意・不得意などの特性を理解するため、主に子どもの観察方法を身につけるための支援として「ペアレントプログラム」を実施します。

その他、ペアレントメンター養成やピアサポート活動の推進については、活動を希望する方の声が挙がった際に活動の場の確保と併せて検討することとします。

発達障害児者及び 家族等支援事業 家族のスキル向上支援	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
ペアレントプログラム 開催見込み数	2	1	1	1	1	1
参加見込み者数	13	4	6	6	6	6

(4) サービス見込み量確保の方策

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業におけるサービスは、市町村でサービスを設定することができるため、地域の障がい者のニーズの把握を行い、利用が望まれているサービスの提供量を増やすように努めるほか、新たなサービスの導入についてもニーズや他のサービスの利用状況等から今後の実施について検討を行い、望まれるサービスの提供が図られるように努めます。

◇◇ コラム ◇◇

障がい者に関するマーク



視覚障害のある方を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。

このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。

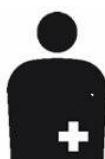


聴覚障害者シンボルマーク（国内マーク）

聴覚障がいの方であることを表す国内で使用されているマークです。

聴覚障がいの方は、見た目には分からぬために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。

預金通帳や診察券などにこのマークが貼付されたり、マークを表示された場合は、相手が「聞こえにくい」、「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではつきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ハート・プラス マーク

「身体内部に障害を持つ人」を表すマークです。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障害をお持ちの方は外見から分りにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。

このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮をお願いいたします。

※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。



ヘルプマーク

内部障害や発達障害、難病、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的として、東京都が作成し、平成24年度から導入されています。

また、「ヘルプマーク」は、平成29年7月にJIS（日本工業規格）の案内用図記号（JIS Z8210）に追加され、全国的な広がりが期待されています。

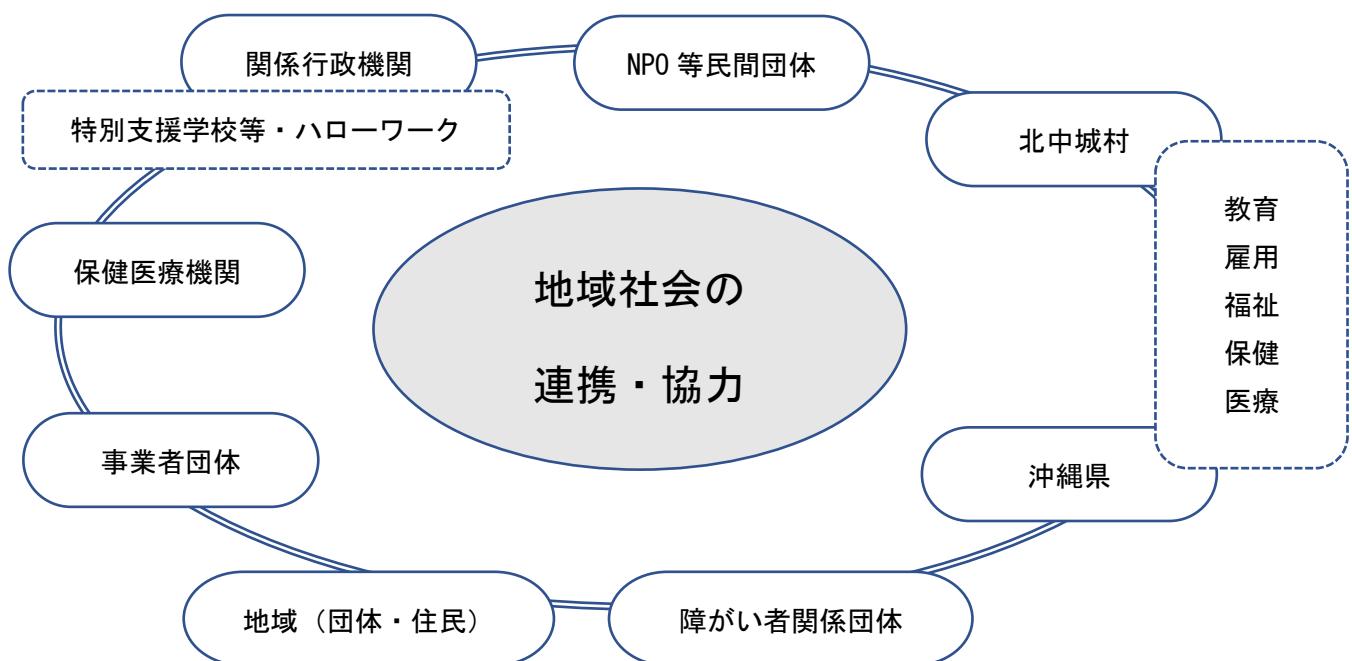
ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、モノレール・バス内で席をゆずる、声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制について

本計画の推進にあたっては、福祉課をはじめ、各施策の担当課、関係機関との連携を強化して取り組みを推進する体制をつくります。

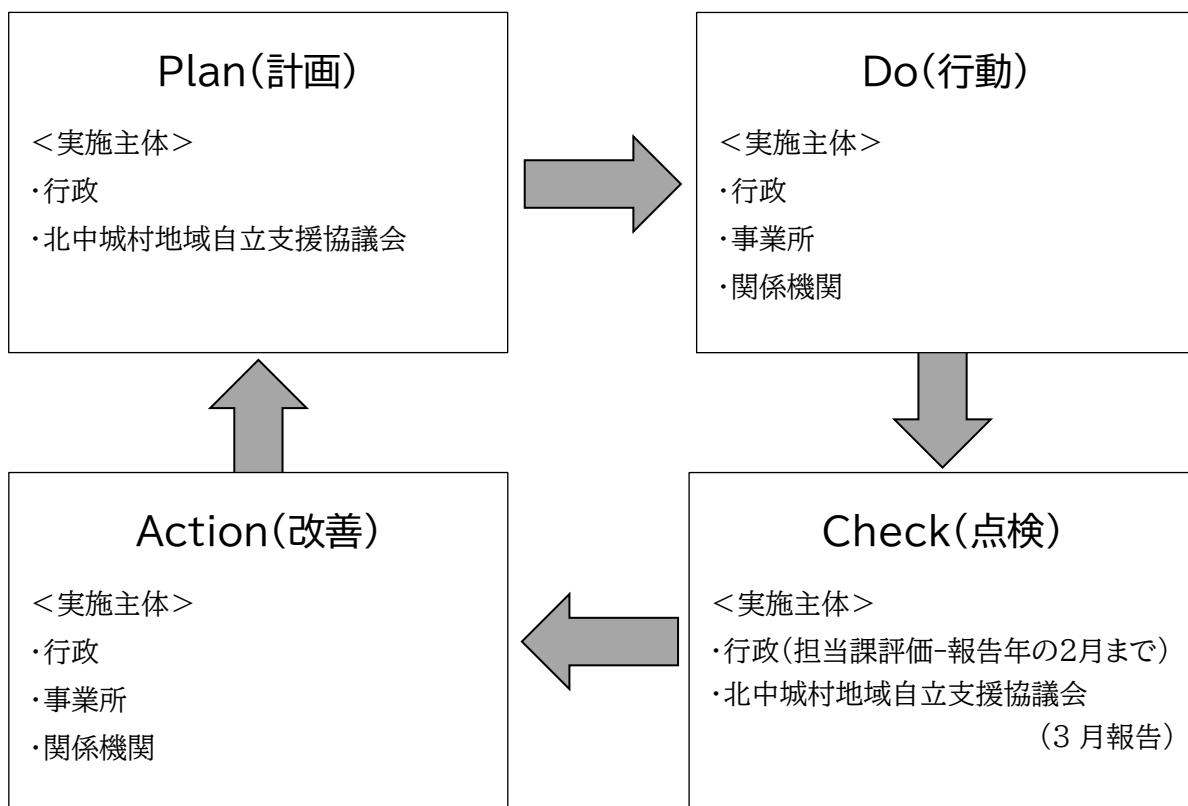
また、関係機関や社会福祉法人など様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、お互いに協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。



2 計画の進行管理

本計画に掲げる各施策の推進にあたっては、単に施策を行うだけではなく、PDCAサイクル(PLAN(計画)→DO(行動)→CHECK(点検)→ACTION(改善)に基づいた取り組みの点検、課題の把握を行う進行管理が重要となることから、各施策の担当課の取り組み状況などを確認し、計画的な進行管理を行うものとします。

なお、「総合的な施策(障がい者総合計画)」の進行管理及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画(サービスの量の見込み等)」については、「北中城村地域自立支援協議会」がその進捗を確認する役割を担い、3年に1回を目安として計画の進行管理(計画策定時は複数回)を行うものとします。



資料編

北中城村 地域自立支援協議会委員名簿

(任期期間：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

	氏名	所属	職名	備考
1	久高 郁枝	北中城村社会福祉協議会	事務局長	
2	玉栄 治	健康保険課	課長	副会長
3	安里 信美	北中城村民生委員・児童委員協議会	会長	
4	島 和也	地域活動支援センターおきなわ	施設長	
5	伊佐 智樹	障害者支援施設 グリーンホーム	施設長	会長
6	仲田 美和子	北中城村身体障害者協会	会長	
7	島袋 淳	北中城村教育委員会	教育指導主事	

<事務局・庶務>

福祉課長 喜納 啓二

社会福祉係長 大城 裕一

障がい福祉担当 平良 由佳梨、大城 真美、玉城 葵、佐藤 友美（相談支援事業所 地域活動支援センターおきなわ：相談支援専門員）、大城 優（相談支援事業所 ケアステーションPont：相談支援専門員）

(任期期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

	氏名	所属	職名	備考
1	久高 郁枝	北中城村社会福祉協議会	事務局長	
2	玉栄 治	健康保険課	課長	
3	安里 信美	北中城村民生委員・児童委員協議会	会長	
4	島 和也	地域活動支援センターおきなわ	施設長	
5	伊佐 智樹	障害者支援施設 グリーンホーム	施設長	会長
6	仲田 美和子	北中城村身体障害者協会	会長	
7	兼島 栄	北中城村教育委員会	教育指導主事	
8	喜納 啓二	こども未来課	課長	副会長

<事務局・庶務>

福祉課長 安次富 規昭

社会福祉係長 平良 由佳梨

障がい福祉担当 譜久山 綾乃、城間 夏野、大城 真美、玉城 葵、佐藤 友美（相談支援事業所
地域活動支援センターおきなわ：相談支援専門員）、大城 優（相談支援事業所
ケアステーション Pont：相談支援専門員）

KITANAKAGUSUKU VILLAGE



きたなかぐすくそん
北中城村